

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量によって行っていただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長のほうからお知らせをいたします。

よろしくをお願いいたします。

順番に発言を許可します。

10番、佐藤孝義君の一般質問を許可いたします。

10番、佐藤孝義君。

[10番 佐藤孝義君 登壇]

○10番（佐藤孝義君） おはようございます。

私のほうから2点質問をしたいと思います。

1点目につきましては、昨日、9番議員、3番議員、各質問された内容とダブりますので、しかし、出しておきましたので、一応読みます。ユネスコエコパークの認定への進捗状況と町民への理解度アップへの取り組みについてでございます。今日までの現況と認定後、地域活動のエコパークへの結びつけ等についてお願いいたします。

二つ目は、町内耕作放棄地の活用と補助制度の創設についてでございます。年々、町も耕作放棄地が増え続けており、里山の原風景が失われておる現状でございます。都市部の住民、大企業の従業員や大学等を対象に只見町独自の、棚田のオーダー制度みたいな制度を創設す

べきではないかという内容でございますが、町のお考えを質したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 10番議員にお答えいたします。

ユネスコエコパーク認定への進捗状況と住民への理解度アップへの取組みについてですが、進捗状況を含め、昨日、9番議員並びに3番議員にお答えしたとおりであります。次に、住民の方々にご理解をいただき、一緒に取り組んでいくことが何より大事でありますので、引き続き趣旨普及に努めるとともに、来年度を目標に検討を進める機構改革とも関連してくると思いますが、振興計画に位置付けられている集落・地区センターなど住民交流を主体とした地域づくりを実践を通じ理解度アップにつながるよう進めてまいりたいと考えております。

二つ目の、町内耕作放棄地の活用と補助制度の創設についてであります。町内においては、耕作放棄地の発生を抑制する取り組みとして、中山間地域等直接支払制度で21団体が、農地・水・環境保全向上対策で10団体が、それぞれの事業を活用し、集落内で力を合わせて耕作放棄地の発生防止に取り組まれております。ご質問の棚田オーナー制度は、棚田を環境保全のための資源と位置付け、都市住民と地元農家が協力し守っていく仕組みであります。この制度を行う上で重要なことは、農地の所有者と利用者双方の意向であります。町内には、いわゆる不在地主の所有する農地も増加しているため困難も伴いますが、双方の意向がマッチングして実現可能となるものであります。町内で棚田オーナー制度に取り組まれている集落はありませんが、布沢集落におかれては大学生の自主的活動による耕作放棄地の再生活動が行われております。これは福島県の事業を通じて始まった集落住民と大学生の交流が、その繋がりを途切れさせることなく、地域活性化のために継続されているものであります。この活動に対して、明和地区センターでは計画作成や受入体制について相談を行い、側面支援を行っております。この事例のように、都市住民との交流による耕作放棄地対策は、農地の所有者である地元農家と都市住民の主体的な交流活動が柱になり、継続的な活動が行われることによって結実するものであります。町としましても、棚田オーナー制度は耕作放棄地対策の有効な手立てとして捉え、集落活性化や営農環境保全、担い手確保の視点から、積極的な情報提供や集落支援活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） じゃあ、1点目から、これはまあ、お願いというか希望であります  
が、2点ばかりお願いしたいと思います。ユネスコエコパークに関してですね。

まず一つは、これ、来年の認定を目指しているという、昨日のまあ、ご回答でございましたが、来年の認定ということになると一年しかないわけですよ。その中で、やはりあの、認定になったらいざ何しよう何するんだというように感じにならないようにだけは体制とつていく必要があるのではないかなというふうに、非常に危惧しているところなんです。自然に関しては、まあ、昨日の答弁にもありましたけど、自然の案内人とかございますけども、特にあの、只見の歴史・文化ですね、民俗、この前あの、昨日の答弁、教育長、ちょっと話されましたけど、まさに只見学こそ、やはり只見の歴史・文化ではないかというふうに私も、一番重要な点ではないかなと。あの話を全部、まあ全部とは言わなくても、只見の人間が、来ていただいた方にどれぐらい話できるかということになると、私ももう60年生きてますけど、もうあれ、只見学の本を見ただけでわからないところがほとんどというか、知ってることが少ないぐらいの状態でございます。それで、今の若い人はほとんどもう、わからない人も多いんじゃないかなというふうに思います。で、ここで見直されて、せっかく良い本なり、テキスト作られたわけなんで、私のお願いは、子供達に本当に一生懸命教えていただきたいなというふうに思います。で、我々もやっぱり、知らないの、やっぱり、あれ、ある程度、定期的に、定期的でなくてもいいですけど、年に何回かやっていただいて、やっぱ80代の人のお話を聞くとか、そういうことがあっていいんじゃないかなというふうに思います。只見も地域広いものですから、まったくあの、明和地区に居て只見地区の歴史わかんなかったり、風習・風俗わからない面が非常にありますし、まあその逆の場合も多々あるんで、特にあの、私なんかはやっぱり、子供の頃、高度成長時代にばっと育ってきたものですから、そういう地元の歴史とかそれを振り返る暇がなかったんで、余計、理解してないのかなと思うんですけども、やっぱりそれ、理解すればやっぱり、地元に着着を感じて残る子供達も出てくると思うんで、ひとつあの、重点的に只見学を推進していただきたいということが一つ。

それと、せっかくこれ、ユネスコエコパーク申請して、只見のまちづくりをどうしようかということで、この三つの目的、昨日の答弁でありましたけど、3番目の、私、これが一番大事なんじゃないかなと思うのは、社会経済の持続的可能な発展、産業の振興ですね。これを、エコパークを利用して、ここに、産業の振興にどう結びつけるかというところが、一番

俺、大事なところなんじゃないかなというふうに思うんで、この辺のやっぱり、地域の、住民の勉強の仕方、これがやっぱりまだ足りないんじゃないかなというふうに思いますので、去年ちょっと、先進地視察なんていうことで、議会にもお話ありましたけども、やはり地域の住民も、商工関係は商工関係、農業団体は農業団体みたいの、それぞれの立場の人達にも、このエコパークとどう、このブランドというか、認証をどう利用して商売に結びつける、産業に結びつけるかという勉強をさせるべきなんではないかなというふうに思うんで、その辺をちょっと力入れていただきたいなというふうに思います。それあの、良いところ見てくるのもいいでしょうし、この辺のノウハウを持った先生を呼んできて講義聴くのもいいでしょうけども、この辺のまだ勉強が、来年認定にしてはちょっと遅すぎるような感じもしますので、まあ、冬場も結構ありますので、この辺を一生懸命、あと一年ですけども、力入れてやっていただきたいなというお願いでございます。来年度になったら新しい、なんかプロジェクトチームをつくるんだという昨日の答弁ありましたけど、まあ、それではちょっと遅すぎるんじゃないかなと。この議会終わったぐらいから、ちょっと、一年前ぐらいから準備しておいたほうが、人の問題もあるでしょうけども、大変なんじゃないかなというふうに感じます。実際、認定になって、いざ認定になったら、何やろうかなって、イベントだけ、認定になったお祝いのイベントだけやっておしまいになったらしょうがないですし、その辺を、しかと捉えていただきたい。

この2点について、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 全般の部分についてお答え申し上げます。

只見学についてですが、大きく二つあったかと思えます。一つは子供達にという側面。それから二つ目は、まあ町民総参加というのを具体的にどうするんだと、二つお質しをいただいたかと思えます。

まずあの、最初のほうの子供達にということではありますが、これまあ、総合的な学習の時間で現在進めているという状況がひとつあります。で、そのことと併せて、教育の考え方を転換していこうというふうに今考えております。で、どういうふうに転換するのか、只見学を通してどう転換するのかということになると思うんですが、それは、最終的には子供達が地域を支えてくれる人材になるというのが最終的なあれだと。そう考えた時に、今までの高度成長の中で私達の子供達の教育は、ここまで言うところちょっと言い過ぎかもしれませんが、ある面、私達自ら自分達の地域を否定し、親としての自分の生き方を否定してきた教育では

なかったか。少し大げさに言わせていただければですね。で、それが故に、ここでは生活できない、それでほかに行くという状況もあったかと思います。で、そういう教育から、やはりその自分達の地域を支えるという、そういう教育に転換をしないと、そこに只見学を位置づけていきたいというふうに今思っております。

それから二つ目の、町民総参加ということですが、これは、これは夢であります、やがて、50年後、100年後、只見の町史が再度見直されるときに、この只見学を中心にした町民の総参加による学習運動というのは、私は町史に残る時代がくるだろうというふうに今考えてます。そういう点からいいますと、一つには区との連携をどうするか。そして、もう一つは各種業種、農業から商業、工業、建設業、様々なそういう業界とどう連携をするか。それから三つ目には各団体、例えば老人会とか、婦人会とか、様々な団体とどう連携するか。そういう連携の中で町民総参加の学習運動を展開していきたいと。そういうことをしていくことが今、只見学、エコパークを目指す只見学に求められているのではないかとこのように考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 2点目の社会経済の持続的発展がとても大事であるので、そのことについてどういうふうにやっていくのかというご質問でございました。まさにおっしゃるとおりであるというふうに受け止めております。前段ちょっと申し上げれば、本当に戦後の高度経済成長期から都市部へ若い人が行って、いわゆる市場原理主義の中でいろんな価値観が広がってきて、地方が均一化されたというふうに言われております。そういった中で、どうしても地方の魅力が発信できなくて、どんどんどんどん疲弊して、過疎・少子化も振興したというふうに言われております。そういったことではもう一度、地方の個性というふうに言葉では言ってますが、具体的に地方の個性とは何かということを見直して、それをきちんと価値観を持って発信していかなければいけないというふうに考えております。そういった意味で、圧倒的に豊かな自然環境、そして生物多様性、そして今ほど教育長から答弁ありましたように只見学に代表される様々な、あのような取組みがございます。今までもそれぞれ、農業者の方、商業者の方、工業者の方、様々なご努力は今もされておりますし、やっておられますが、やっぱりそれを単一でなくて、こう、まとまって、連携を図って、今までは生産活動とかにいろんな政策やってきましたが、生産は勿論、基本ですから大事ですが、あと流通とか、販売とか、あとは交流とか、というのを商業・農業・工業に限らず、農林業に限らず、こう、トータルで考えていくということが大事だというふうに思います。それを具

体的に推し進めていくことが議員おっしゃるように何より大事だというふうに理解しております。

あとプロジェクトチームにつきましては、既に若い職員を中心に今年度から立ち上がっております。もう、2回ほど会議はやっておりますし、そこから生まれてくるものも期待したいということは昨日も申し上げました。そういったことで、先ほど町長の答弁にもありましたように、集落、地域の方、町にいろいろ交流のある町内外の方含めたそういった総意を結集してやっていくという体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

まあ、なんで只見学かということ、先日、私、農家民泊で、都会から子供達が来たときですね、夜の話なんですけども、向こうから来たものですから、私も向こうに居たことあるんで、ちょうど習志野から来た連中なものですから、昔居たところの話なんかばっかりしていたものですから、うちの家内に、そんなこと子供達に聞いたって、子供達の勉強にならないだろうということたまたま言われまして、それなら只見の歴史とか、只見の自然について語ったらよかったんじゃないかなという話を次の日の朝言われたものですから、特に感じたことなんですけど、あまりその、知らないことが多すぎてできなかったものですから聞いて見ました。本当にありがとうございます。そのように進めていただきたいと思います。

あと、これ、産業面のほうなんですけど、これはあれですか、認定に向けてですね、今流行りのキャラクターとか、ゆるキャラとか、みたいなやつとか、エコパークのマークとか、そういうやつを商品に貼ったり、そういうこととかも考えていらっしゃいますか。それと、もう、おそらく町外というか、もう、日本中、世界中にこれ、ユネスコですからアピールしなくちゃいけないと思うんですけども、そのアピールの仕方、やっぱり、相当、大掛かりに考えないと、新聞で報道されたぐらいでは困ると思うんで、やっぱりテレビのコマーシャルを、定期的にやっぱり、前、入ってましたけど、打つとか、そういうこともやっぱり今から考えておかないと、まあ、ほら、認定になる前にそれ流すわけにはいきませんが、そういうことも考えていられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、聞き忘れたんですけども、これ、認定受けまして、人がばっと、いっぱい来るようになります。なったとしたときですね、今度はもう規制が**かかる**ほど人が来るようになった場合、その場合のこともある程度は考えておかななくちゃいけないんじゃないかなというふうに、これ自然に入るわけですし、まあ、規制は、決まった規制はありますけども、やた

らめったら入れるわけにも、おそらくいなくなるんじゃないかなというふうにも思います。あと受け入れ、受け皿として、まあ、泊まれる方どれぐらいいるかわかんないですけども、宿泊場所なんかね、今の状態で、本当にいいのか。今の湯ら里の泊まる部屋数を倍にするとか、そういうふうになれば、一番これ、理想的なんですけども、そういうことも今からある程度考えて、昨日の答弁だと、あちこち、行きやすいところに声かけるというような話もございましたけども、そればかりじゃなくて、あまり人が本当に来て、本当に規制が、富士山なんかは世界遺産になって、予約がいっぱいで、今度は入山料取るというように感じになったみたいですけども、只見もそうなるといいと思うんですけども、もし、そういうふうになった場合の対策もある程度考えておかれたらいかがなものかなというふうに思います。その辺、2点だけお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） ユネスコエコパークに登録認定になって、町外から多くの方に来ていただければ、それはあの、それでありがたいことではあります、直ちにユネスコエコパークに登録になったから、大勢の人がどっと押し寄せるということは、なかなか俄かには考えにくいのかなというふうには思っております。というのは、ユネスコではその世界自然遺産のほかにエコパーク、またジオパークという、いくつかのそういった認定制度がございます。特にエコパークにつきましてはこう、そういった自然とか環境、生物多様性というバックボーンがある中で、どういう取組みを連年としてやっているかということが一つの認定の価値判断になってますので、一度登録になっても、その後の取組みが薄まれば、認定取り消しということも十分考えられます。したがって、例えば2番目でご質問の、棚田のオーダー制度等もありましたが、そういったのも広げていけば、そういった事業も入ってくるのかなというふうには、思いながら聞いておりました。そういった一つ一つの事業、あと綾町、宮崎県の綾町ですと、無農薬の農作物、それから低農薬、それから通常のやり方で、そういうラベリングをそれぞれに変えながら販売しているという直売所も持ってます。そういったところでまた弁当事業、食べるほうの事業とか、そこで数億の売上も上げております。そういった様々な取組みをやっておりますので、ユネスコということ堂々と名乗れるという、ありがたい強みは出てきますが、やはりその名前だけじゃなくて、その具体的な取組みも併せてやっていかなくちゃいけないということで、昨日、3番議員のご質問にもありましたように、土壌の問題も、そこに福島県ということだけで、いろいろ風評関係でもいろいろお話もありましたので、そういう低農薬、無農薬と、あと通常の使い方のほかに本県の場合

合は放射線ということもありますので、そういったことを含めて、きちんとデータの開示と含めてやっていけるような体制をつくっていかないと。名前だけに頼ると、そういった趣旨ではないと十分わかってますけども、併せてやっていかないと、簡単に、それだけで人が大勢来てもらえるものだなというふうには思っておりません。それはおっしゃるとおりだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） その辺はある程度理解したつもりでございしますが、逆にやっぱり、積極的に、せっかく、これ、認定を目指すのであれば、やっぱり、積極的にやっぱり、これをどう利用するかということを考えていかなきゃいけない、只見町の発展がないというふうに思いますので、その辺が言いたかったわけでございます。

じゃあ、次にいきます。今、町長の答弁にありました。私もこの、当初、布沢地区でやって、県の補助をもらって2年間これ実施して、大学生とずっと、私も入れてもらって交流してました。で、素晴らしいなと思ったのは、今年、その先輩方が、先輩方というか先輩が、このグループに入っていた先輩が就職して、福島県の県庁に就職したり、地元のJAに入ったりした人間がいっぱい出てきました。そして今年、新入生が新たに、これ、宇都宮大学の農学部だけじゃなくて、工学部も、**応用**学部もいろいろ入ってましたけど、そのメンバーがかなりの数で今来ております。それ、今は補助なくなりましたので、これ、手弁当で毎回来ているわけですよ。これ、棚田とか、田んぼ、ご存知のとおり草も伸びますし、田の草も取らなくちゃいけないということで、年に何回かこれ、来なくちゃいけないんですけども、やっぱりその時に、やっぱり、ある程度、お金出せということ言ってるわけじゃないけど、泊まるとか、食事代とか、なんかあの、そういう町での補助ができないかなというふうに思ったものですから、質問してみたかったんです。

それとですね、やっぱりこれ、もう一つ、耕作放棄地が増えているという現状、これやっぱり、結構ね、最近、若い人が、後継者できて、荒れたところなんとかしたいという考えを持った人がいっぱいあるんですけども、ちょっと荒れすぎちゃってですね、やっぱり重機入れないと、まだちょっと、自分の力では元に戻らないという耕地が相当出てます。これのやっぱり対策もですね、町のほうでちょっと援助できないか、というか、そういう制度、ある程度、重機代、耕す、トラクターでうなえるぐらいまでやっぱり、柳生えたり、木が生えたりしている耕作放棄地が相当あるんですよ。で、場所の良いところも結構荒れはじめておりますので、一番は、この辺の対策をひとつ、やりたい人になんとか手伝っていただきたいなと

いうふうに思うこと。それから、よそから来て、本当に棚田守りたいという人の、その、本当に都会の人で、裕福な人で、**クライנגアルテン**、前、湯ら里ガルテンって、ここに仁也君いますけども、あれ、一年やったことあるんですけど、あの時も、これ良いことだからという事で部落で取り入れて始めたんですけども、原子力災害で一年で終わっちゃったんですけども、ああいうことをやっぱり、お金取れる人にはお金出してもらうんですけど、やっぱり大学生みたいの、金がない人が一生懸命、来て、棚田を守ろうというふうな取組みをしている場合には、やはり、なんかその対策が必要なんじゃないかなと。そういう制度をひとつ、これ二本立てで設けていただけないかなというお願いで質問したわけでありまして。その二つについて、どう考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。耕作放棄地については、これ、TPP、これからありますので、国のほうでも相当、力を入れてくるとは思いますが、やっぱり町独自で、せつかく、このエコパークやるにあたって、せつかく良い風景あるわけですから、それを維持するという意味で、独自の、もう国とは別に、もう町独自で、そういう対策が必要なんじゃないかなと思ってますので、その辺の制度を確立できないかなというふうに、お願いでありますけど、その辺、検討してもらえるかどうかお聞きしたいというふうに。2点。

○議長（齋藤邦夫君） 明和地区センター長。

○明和地区センター長（横山加津也君） ご質問の1点目なんですが、布沢に来ている大学生の支援ということですが、昨年、昨年じゃなくて、すみません、平成21年、22年度から2カ年にわたって、まず県の事業で来ていたということと、あと昨年度も同様に布沢のほうに来て、このような活動をしていたということで、今年度もこの活動に対しては、集落元気づくり事業で、5万円ではありますけど、交通等、行き来するための燃料代ですとか、あと宿泊のほうの補助という形で申請を出されますので、それについて審査をしていきたいというふうに考えております。そして、可能であれば補助をするということを考えています。

あともう1点、実際に田んぼ、休耕田、2枚ほどだったかと思うんですけども、そこは田植えをして、そして、草刈を2回ほど来て、そして、稲刈りの時に来るといって、計年間4回ほど基本的に来て、自分達の田んぼを面倒みるという活動を行って、そこで収穫できた米について、学生のほうで売れる分は売って、それをサークルの活動費に充てるというふうな取組みをする計画になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（馬場一義君） 今、明和地区センター長のほうから、今現在、その布沢集落のほうに入っております学生さん達の取組みについての説明があったところでありますけども、棚田オーダー制度とは若干違う取組みなのかなというふうに今聞いておりましたけれども、棚田オーナー制度としては、その耕作放棄地になりそうなその圃場の保全、そのための労働力確保、そういったような意味があるかと思っておりますけども、農地の保全ということよりも、農地保全することによってその経済的な効果を求めるといったことよりも、実際にその集落が元気になるということのほうが大きいのかなというふうに捉えております。集落外の人が集落の中に入ってきて、一緒に農作業を行って、集落の存続維持に繋がる取り組みを一緒に行っていくといったその社会的効果のほうが大きい事業ではないかなと思っております。今、今回その布沢集落のほうで継続をされていらっしゃるということに関しましても、まあ学生さん側のほうの意欲的な取組みもさることながら、集落側のほうでそういった方々と積極的に係わっていかうと、そういう意識を持って取り組んでいらっしゃる。それがまたその住民同志の交流も活性化をさせていくと、そういう意味で非常にあの、継続的に効果を発揮されているのかなと、そのように思っております。それから、それ以外にも耕作放棄地となっているような集落、地域があるといったようなご指摘でございますが、今現在、その町内の耕作放棄地というのは約260町歩でございます。これは町の農地全体の26パーセントほどということで、田んぼ・畑の農地の約4分の1が耕作放棄地といったような位置付けになってございます。これはあの、そんなに、ここ数年で大きく増えてきてはおりませんけれども、徐々に増えてきている。さらに今後、農家の高齢化に伴いまして増えることが予測をされていると、そういったような状況でございます。大規模なその重機等を入れなければならぬ耕作放棄地の再度の営農活動ということに関しましては、県の農業会議、それから福島県の制度、それからまた国の制度などで、重機等を入れなければ耕作放棄地解消ができないといったような、そういう地域に対しては補助制度、すでにございまして、その制度を使ってやられたケースが1件、町内にもございます。ちなみにあの、耕作放棄地をなんとかしたいということで、再度耕して、おこして、従来の姿を取り戻すということが最終目的というのはちょっと、なかなかうまくいかないということで、実際にその耕作放棄地でなく農地に反した時点で、誰がそこをしっかりと耕し続けて、営農活動を継続していくのかといったその後継者対策をどうするかといった側面のほうが課題として大きいように捉えております。まあ耕作放棄地が発生する要因としては、高齢化、それから労働力不足、地域内の担い手がない、こういうことが課題になっておりますので、耕作放棄地を増やさないという取組み

もありますが、そういったその耕作放棄地を耕す労働力をどうやって確保していくかと、そういうことを課題としてこれから解消していかなければならないと、そのように捉えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、佐藤孝義君。

○10番（佐藤孝義君） その捉え方なんですけど、これからやっぱり農業は、ある程度、大規模化の方向に向かっていくんだと思うんですよ。それはまあ、後継者できればそれは一番いいことなんですけども、やっぱり後継者がいないために荒れちゃったらどうにもならないんで、やっぱり、今、課長言われたように、元に戻して誰かにやってもらうというスタイルか、まあ法人にして、ある程度大規模に、その耕作放棄地も含めて経営を拡大していくしか、おそらくないと思うんですよ。もう嫌って、もう、ばあちゃん一人とかという家が相当多いんで、そこにやっぱり、なかなか後継者というのはこれから期待できないと思うんですよ。だからまあ、それで、耕地荒らさないでおくにはやっぱり、やってる人にやってもらうしかない。できる人にやってもらうしかないというふうに思うんですけども、やっぱりできる人だってやっぱり、負担があまり多すぎると、これ当然できないことでもありますので、まあ、県の制度、国の制度、それはあるでしょうけども、それは町としてもひとつあの、PRできるように、町独自でこういうことやってますよというふうの、PRできるような制度を是非、俺、つくっていただけないかなというふうに思います。そうでないと、やっぱりこれは個人の土地ですから、まあ貸した・借りたの問題はそれはあるでしょうけど、やっぱり地域内では、それはそんなに難しくなくできると思うんですよ。そこに行政が介入して町で買い上げるなんていうことになると、これは、なかなか、いろいろ言う人がいるでしょうけども、自分の土地荒れるよりは誰かに作ってもらったほうがいいというふうの感じで、地域内で捉えれば、そんなに難しいことじゃないと思うんで、ひとつ、やっぱり、これ町独自の制度をですね、ひとつ確立していただきたいなというふうなお願いをして質問を終わります。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 今ほど産業振興課長からは、本来の農業振興策の立場で申し上げたところでございます。議員からはユネスコエコパークのことを踏まえてのご質問だというふうに思っていますので申し上げますが、おっしゃるように農業の大規模化、またTPPが、その対応とか出てくると思いますし、その本来の農政の課題がひとつ。あとは、これもよく言われておることではありますが、例えば、いっぱい作れないけども、自分の家では食

べきれない。ということでおすそ分けの感覚でやっていたものを今、県外の、そういうスーパーのほうに出して、それが生きがいにもなってますよ。品質向上に力が入ってきて、作り方が変わってきたという良い面で、精神的にも、ものとしても。そういった取組みがあります。で、一方、町内には、現在、残念ながら直売所というのはありませんので、時々、あかかなんか、郡内の、下郷に出しているとか、どこどこに出しているというよう話聞くときもあります。ですから、そういった、いっぱい作れないけども、少しだったら出せるよという、そういった取組み。あとは集落・団体・グループ等で、今、議員おっしゃったように、今般、自ら考えの基金も25年度で一応終わるということになります。ですから、26年度に向かつてはその、機構改革の話も先ほど申し上げましたけども、そういった住民・地域・集落・地域、そしてグループ・団体等への新たな、議員おっしゃるような支援策というか、財源確保も含めて、そういったことも考えていかなければならないというふう考えておるところでございます。

○10番（佐藤孝義君） そのようにひとつ、よろしくお願いします。

終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、佐藤孝義君の一般質問を終了します。

2番、藤田力君の一般質問を許可します。

2番、藤田力君。

〔2番 藤田 力君 登壇〕

○2番（藤田 力君） それでは、通告に基づきまして、2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、住宅政策でございます。まあ、町として、今回の議会の補正にも出てますが、克雪対策に昨年は2,800万。で、今年も確か、今回の補正が通りますと2,700万。そうした助成をして、より豊かな、といいますか、快適な雪対策をされるということで、私は大変こう、良かったなというふうに思います。それでもやはり、いろんな問題がありますので、住宅政策全般についてお尋ねしたいと思います。どの集落でも空き家が年々増加しております。まあ皆さんの家の周りにも、やはりあるんでないかなというふうに思います。町内にどのくらいあるか、あるいは道路に面した空き家が冬期間、雪が落雪して、大変、通学路になっていたり、あるいは車が走っていたり、そうした危険な状態がございます。そうした状態について、どういうふうに対応されているのか伺いたいと思います。

小さな二つ目ですが、町内の若者が結婚して住宅探しに大変苦労していると。これは若い

人同士がそういうお話をされております。で、若者定住と住宅。これはやはり、私は、大きな大きな課題であると。やはり定住人口がどんどんどんどん減っていくと、そうした中で若い人が住宅探しに翻弄するといったような状態は、やはり私は町として解消にその力を入れるべきだというふうに考えております。今後の対応策について伺いたいと思います。

三つ目は、これはあの、先般、5月の25日ですね、只見ダムの歳時記会館のところに252の再開通式典の折、菅家一郎代議士がおいでになった時、皆さんへのあいさつの中で申し述べられましたが、総務省に定住促進空き家活用事業というものがあると。これは先生も若干、係わっておられるみたいなお話でしたが、大変まあ、只見みたいところはそういうものを活用したらどうなんだという話を皆さんの前であいさつとしてお話されました。私もあの、資料をとりまして、見させていただいたんですが、大変、私は検討の価値があるなどというふうに思いましたので、そうしたものを検討されるかどうかについて伺いたいというふうに思います。

大きな二つ目が、つる細工の振興ということでございます。年々、高齢化により作り手が減っていると。近隣町村では、これはあの、三島町を指して私は書いたんですが、村おこしの中心としてつる細工があると。近年、町内でも若い、たしか女性の方ですね、女性の方が中心となって、こういうグループをつくって伝統技法を学ぼうと。で、そしてまた、たくましく、販売までチャレンジされていると。私はこうした動向について、大変こう、良かったなというふうに思っております。一つ目は、やはり、こうした問題には、なかなか、その講師となる人達の確保が大変だというふうに聞いております。まあ、なんでもかんでも補助というのは、私としてはできるだけ控えたいんですが、まあ、やはり、なんらかの町として支援をしていただけないかなというふうに思います。で、例えばですね、私は思うには、こうしたグループを中心として、町内のこうした民芸品を一年に一回、その展示発表なんかをやっていただきたいなというふうに思うんですが、そうしたときの、やはり展示発表をやるには豪華な湯ら里の場所が、一番こう、都会の皆さんにも合うし、町内の皆さんも、その、やはり場所的には大変良いと、そんなことから、そうした会場費を町でもっていただくとか、そういう形でも大変こう、良いと思うんで、是非、そうしたものへの支援をお願いできないかなというふうに思います。

二つ目には、一昨年の豪雨災害で、またたび、これはあの、私もまたたび出るところ知ってますが、どうしてもあの、沢の出口といいますか、そういったところに群生しております。黒谷の随分手広くやっている方のお話ですと、**温谷沢**なんかはもう壊滅状態だと。要は沢の

出口が全部流されて、またたびなんかはどこにあるかわかんない状態だ。で、あとはですね、クルミの木というのが大変まあ、最近、なんていいますか、その皮ですね、若いクルミの皮が大変こう、つる細工にものすごく重宝している、ということは、1センチくらいに皮を裂きまして、裏表にすると市松模様になる。大変こう、女の人のバッグなんかには大変いいということなんです、このクルミもですね、やはりその災害に遭ってしまったということでございます。で、先ほど佐藤議員がお話されました耕作放棄地、そうしたところに、やはり、そういうものを作付けするとか、やはり、そういったことも、やはり考えていく必要があるんでないかなというふうに思います。

小さな三つ目が、教育委員会の民具収蔵展示施設。これは今、基本構想を教育委員会のほうで描かれているというふうに、たしか想像します。そうした中で私は、例えば只見町のナンバーワン、あの人は天皇陛下の前で御前披露をやった。そういう人達の素晴らしい作品もあるんですが、そうした素晴らしい作品の展示は展示として、やはりその構想の中で、そういうものが具体的に、作ったり、使ったりできるような、そんな構想を是非描いていただきたい。で、できてきた基本構想に我々が口を挟むなんてことは到底できないものですから、是非あの、基本構想をつくっておられる最中にお話したいなと思ったんですが、やはりこうした動きはですね、私は先ほどらい、今回の議会では、やっぱりそのユネスコエコパークというのがナンバーワンの皆さんの議題だと。で、やはりこのつる細工についても、先ほど教育長がお話されました。私は是非そうしたナショナルエコパークが認定になった。そうした中で本当に地域の人が、こうしたものが都会の方々に、生活の大切な道具だという形で只見町から発信できると、そういったことを是非願うことが、やはりナショナルエコパークの本当の意味の住民の理解というふうに、繋がるんでないかなというふうに考えますので、是非そうしたこともご検討いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 2番議員にお答えいたします。

項目ごとであります、住宅政策について。一つ目、空き家の調査としましては、平成15年度において地域の協力を得て情報収集、現地調査、所有者の意向調査等を行った経過がございます。そして平成23年度には活用可能な空き家の有効活用と、町外からの新規就農希望者の受け入れを住宅面で円滑に進めるため、賃貸等による新規就農者用住宅として活用を希望される空き家の持ち主を募集した経過がございます。調査から期間の経過もあります

ので、今年度、また改めて三地区センターにおきましてまちづくり推進事業として空き家実態調査をすすめております。Iターン・Uターン等の定住者向けや、町内の若者定住者に対する住宅情報を提供できるよう地域と連携した取り組みを行っております。道路に面した危険な空き家対策につきましては、特に冬期間の落雪による危険防止のために、建物の所有者や管理者に雪処理等の依頼をしております。しかし、所有者が町内に居住されていない場合がありますので、看板設置による落雪への注意喚起、道路の一時通行止等での対応を行っている状態です。

二つ目の、第六次只見町振興計画に基づき、平成22年度に只見町過疎地域自立促進計画を策定し、主に9項目の事業を中心とし展開をしております。そのすべてが若者定住に結び付く条件であると認識をしております。住宅課題につきましては、三地区センターの空き家実態調査を基に、利活用意向調査を行い、若い人たちやIターン・Uターン者等へ空き家活用の住宅情報が提供できるように取り組んでおるところであります。また、現在ある若者定住住宅の拡充を検討するとともに、結婚して町に定住する事を支援、促進するために、住宅建設面での支援も検討が必要と考えますし、この面につきましては、これまでにおきましても町の住宅対策に対する考え方的一端をお示ししてきたところでございます。

定住促進空き家活用事業につきましては、地域における定住を促進するための空き家の改修に必要な経費の補助をしておりますが、個人の住宅を利用することから、所有者の意向等十分な調査、取り組みが必要であると考えております。

大きな、つる細工の振興についてであります。一つ目としまして、本町のつる細工は福島県指定伝統的工芸品として高い評価をいただいております。しかし、議員ご指摘のとおり、近年は後継者不足の状況にあります。その解消のための方策として、本6月会議でユネスコエコパーク推進費に自然首都・只見伝承産品ブランド化支援補助金の予算計上をお願いしております。これは本町の豊かな自然環境や天然資源を拠り所にした地場産業を育成し、発展させることを目的に、伝承産品の技術継承、開発、販売を行う町内事業者等に対し支援するものであり、講師の確保などにも活用できるものであります。これまでのつる細工後継者育成の取り組みとしましては、従前より各地区センターを会場に保存会等によるつる細工教室が開催されてきております。また、学校教育では只見学推進の一環として、地域の伝統ある技を子どもたちに体験させ、後世へ継承することを目的に、地元民芸品保存会へ講師を依頼し、小学生5・6年生を対象として冬期間、つる細工教室を総合学習の時間で実施をしております。事業推進のために、町が講師料及び材料費を負担して実施をしております。

次の質問でございますが、材料の栽培ですが、材料の栽培に耕作放棄地を奨励する提案につきましても、三島町の取り組みなどを参考に今後検討してまいりたいと思います。

次に、民具収蔵につきましても、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

〔教育長 齋藤修一君 登壇〕

○教育長（齋藤修一君） 続いてお答えいたします。

民具収蔵、展示施設の整備計画に関連して、地域の人たちの思いの込められた貴重な民具等の展示に加え、地域の伝統技術で作られるつる細工等の民具等を製作体験できる場を併せ持つことは、只見の民具の価値を高めることにもつながり、施設全体の魅力を高め、利用増につながるものと考えます。また、こうした技術を持った町民の方が活躍し技術伝承の場をつくることは、つる細工をはじめとした伝統技術の継承と振興に寄与するものであり、非常に意義深いものと考えます。今後の施設整備基本構想に加えることを検討させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 細かいことについて伺いたいと思います。今の答弁の中で、三地区センターで空き家実態調査を進めておりますというふうにお答えいただいております。今、これは、今始まったばかりなのか。中ごろなのか。あるいは集計が終わったのか。誰でも結構ですので、お一方、お答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 只見地区センター長。

○只見地区センター長（馬場博美君） 只見地区センターでは、今年4月から臨時職員を1名増ということで対応しておりますが、その中で住宅関係、空き家調査につきましては、集落の区長さんの協力を得まして、地元の方ではないので、案内を兼ねてしてもらおう方向で進んでおります。で、それと併せて高齢者関係の訪問もしておりますので、現在はその高齢者の訪問が中心になっておりますので、もうしばらくしてから、区長様に案内していただきながら、空き家のほうの調査はしていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） お答えいただきました。是非あの、調査ですね、終わりましたら、是非、この場とか、あるいは公開していただきたいなど。やはり、これ、空き家をどうする、こうするというのは、私はやはり、只見町にとっては、大変なやはり、課題だというふうに思います。ですから、その政策を実行してもらうためには、そうした調査がやはり基本的に

絶対必要だと思いますので、是非あの、我々にも教えていただきたいなというふうに思います。

続きまして、道路に面した危険な建物、これあの、お答えいただきました。先ほどらい申し上げましたように、町では、やはり、そうした建物が、やはり屋根変えが必要だとか、いろんな助成面です、2, 800万もその施行されると。私は本当に、まあそういう理解をしてもらって良かったなというふうに思います。そして、やはり、そうした中でも、昨年もございましたが、危険な建物についてどうするんだということです。一昨日の日本経済新聞に、まあこうしたことが載っておりました。空き家の適正管理を所有者に義務付ける自治体。ということは条例化です。で、その指導・監督・命令・公表といったような、そうした中にその条例があるんだそうですが、条例の中に。で、今年の4月1日現在での調査で、前年比4倍と。で、4倍の自治体がこういうことに踏み切ったと。で、いかに日本列島、全国的に高齢化が進んで、そして、空き家が増えて、自治体がそういうことにどうしたらいいんだろうということを正面きって取り組んでいるということだろうと思います。まあ中には罰則から、代執行での解体という自治体もあるというふうに聞いております。我が只見町では、そうした道路に雪が落ちそうだといいたようなところに、どういう対応をしておるかということ伺いましたが、看板設置による落雪への注意喚起、道路の一時通行止め、そうしたことをやっておるということなんです、これ、もし、万が一、事故が発生した場合、大概は所有者が町内にいないといったようなことだと思うんですが、やはり今の時代ですから、これはやはり大変なことになるんでないかなというふうに思います。事実、私の家の近くもそういう状態のところがございます。で、町で、担当課長に聞きますが、町でこうした看板設置とか、注意喚起とか、道路交通止めとか、よりも一步踏み込んでですね、その所有者に直接お会いして、なんとかしていただけないのかといったような取組みは、今までされたんでしょうか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 危険空き家に、特に道路、積雪の問題で道路上に落雪がする危険があるというところにつきましては、町長答弁のとおりでございますが、それ以外につきましても、手法としましては、住所の、不在の方ですので、写真を撮って今の状況をお知らせするという、このような危険だということで、なんとか雪処理をお願いしたいということで写真を付けまして手紙を出しておった例もございます。それによりまして落とさせていただいたというのもございます。そして、住んでおられない、遠くに行っておられるとい

うことで、近くの親戚の方をお願いをしたということもございます。どうしてもやはり、無雪地帯に住んでおられますので、なかなかそのような状況もおわかりにならないというところもございますので、実情を説明いたしまして、そして近くに住んでおられる親戚の方がお手伝いをされるということで、今までは乗り切ってはおりますが、まあ助け合いということで親戚の方々も手を出していただきたいというのが思いでございます。今後につきましても、空き家の実態調査ということもございますので、そこから尚発展させた取組みをしたいというふうに考えております。そして、町道の落雪につきましては、今のような取組みをしておりますけれども、その屋根の雪が落ちて事故が起これば、持ち主の責任だということになっておりますので、その責任の重大さ、そして町でできることにつきましても、種種、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） やはりあの、冬期間、担当課としては大変だろうなというふうに推察はします。ただですね、只見地区の、課長に名前を言わなくてもわかる建物なんですが、やはり、町のほうで落ちると交通止めにするんですよ。で、やはりそれは、例えば救急車が来ても通れないとか、やはり私は、一歩進んだ取組みということを今、課長は答えられましたが、私としてはやはり、二つ取り組んでいただきたいなど。一つは、やはり、条例をきちんとしてつくること。これやはり、町として、やはりこれは基本的なスタンスでないかなというふうに思います。そして、その次には、やはり所有者に、担当の課長でも、担当者でもいいと思いますが、やはり、直接会って、この危険な状態をどうにかしてもらいたいといったような取組み、二つを是非とも取り組んでいただけないかなというふうに思います。担当課長、もう一回お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 通行止めにする件でございますが、今年は例年にない豪雪ということで、通行止めの期間としましては、そう長くない期間ということで、本当に危ない時ですので、片側交通ということで看板を設置しながら、でき得る限り通行を確保はしております。本当に雪の、落ちるか・落ちないかの瀬戸際のときには、やはり、道路全体に出てくるというようなことになりますので、一時通行止めをせざるを得ない。まあ、そこは回り道もございますので、その冬期間のどうしようもない特例での回り道をお願いをしているところでございます。条例と所有者に会うという関係につきましては、多くの自治体で代執行

等までの条例をつくっておりますけども、その代執行が本当に実効性のあるものなのかというところまで調査をしなければならないというふうには考えております。所有者に会ってお願いするということにつきましては、これはできるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） まあ私としては、やはり、今、課長がおっしゃったように、回り道があるとかということよりも、その一人の方の為にこんなに多くの町民の方が迷惑を被ることが、どうしても私はアンバランスだなというふうに私は理解しております。是非あの、所有者に会われて、やはり町として、もし事故あれば、所有者、あんただけじゃない、町だって道路の安全通行から言えば、やはり何割かの負担は必要だというふうに考えておりますので、是非、前向きに、代執行、そして所有者に会うといったようなことについても前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に移りますが、先ほどお話しました定住促進空き家活用事業。これあの、総務省の事業です。これについてですが、まあ、私は6月16日の日に、三島町の古民家が、佐久間建設という民間の建設会社の考えというか、計画で改修された。で、やはりあの、復興での人とか、交流での人に、その古民家が今後役立つであろうといったような福島民報での新聞報道がございました。私はやはり、素晴らしいことだなと。これからどんどん出てくる空き家に、その町のお金だけでなく、そうした補助金も是非使える道があればいいなというふうに考えておったものですから、この事業について、ちょっとお話ししたいなというふうに思います。これは、ざっと見ますと、借りるとか、いろいろあるんですが、町が空き家所有者からその建物を借り受けると。そして、350万かけて、350万までその、国としてはこの事業で、事業費として一戸あたりみると。で、その内訳は交付税が50パーセント、過疎が37.5、一般財源が12.5、町で持たなきゃならないのは、引き算すれば43万7,500円かなというふうに思います。そうして町への移住、そうした希望者に貸し付ける。ちなみに25年度は5億5,000万の予算を計上されていると。で、町内でもやはり、空き家が増える一方であります。まあ聞くところによりますと、塩沢のほうで家売りますという、その看板があると。で、小林地内でも、町内の方がそうした空き家を活用すべく購入されたと。やはりあの、空き家っていうのは、いろんな意味で、これから、町の整理をやっていく中で、やはり重要なポイントを占めるというふうに考えておりますので、そうしたことについて、どういうふうに、もう一步、取組みが必要であると考えますということなんですが、

私はそういう意味からは是非取り組んでいただきたいんですが、担当課長、もう一步、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 空き家対策につきましては、先ほど答弁ありましたような取り組みをしておりましたが、それが空き家を減らす要因にはなっておらないというのが、残念といえば残念ですけども、まったく取り組みはしないということではなく、その時期時期で、どのような取り組みをしたら適切なのかという考え方から、この新規就農者向けの空き家等の利活用というものも取り組んだ経過がございます。何件かの理解をいただきまして、新規就農者がその目的のとおりになったというのもあります。そして、それが全てのわけではございませんが、そうした補助制度を使いまして、空き家対策、空き家対策と定住策、それをリンクさせる取り組みというのは議員おっしゃるようには大切にというふうには考えております。それも、やはりその、何度か空き家の調査をしましたが、それが調査をして、その賃貸なのか、または売買なのかというところの最後の詰めまではいっておらなかった状況もございますし、また、そうなった家屋もございますけども、年数も経っておりますので、再度の実態調査を進めて、議員おっしゃるような取り組みまで進展させたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 考え方として前向きな答弁をいただきました。

私、ここで時間借りまして、私が考えていることをお話ししたいなというふうに思いますが、要は、若者定住を促進するために、空き家をどうするかということですが、前提条件として、私は只見地区はこの大字只見、朝日地区は大字黒谷といいますか、福井を含めた、要は中心市街地のようなところだと思うんですが、今までの町営住宅のように団地化をする必要はないんでないかなと。小林については小林地内と。で、まあそういったところに、やはり、そういったところの空き家が発生している、あるいは発生するといったようなときに、その空き家をですね、こうした若者定住のための検討委員会、これは建築士さんとか、大工さんとか、有識者とか、そういった人達で、そういうものを今後活用できないかといったような形で、所有者と交渉したりして、借りるとか、買うとかすると。で、そうした空き家がですね、その検討委員会の判断の中で改修して使えるものについては、先ほどらいの総務省のお金でも利用して改修して貸し付ける。そうした建物自体が使えない空き家については、これは解

体整地して、町で購入して、解体整地して、それは分譲したり、あるいは町営住宅にしてまた貸すと。そして、やはり私が言いたいのは、片方で空き家が増える。片方で結婚したての若者がなかなか自分達二人で住める場所がないと。そうしたものを繋いで、そういう政策ができないかなというふうに考えております。で、町営住宅は、まあそうなると、一戸建てとか、二戸で、一戸で二世帯とか、そんな形になると思うんですが、やはり、只見・黒谷・小林、三地区とも当然やはり、車庫付き住宅というふうに考えております。そんなことも是非、課長、検討しながら、こうした空き家対策を進めていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

それで、まあ私もあまり、このことについては触れなくなかったんですが、やはり触れないわけにもいかないので、触れさせていただきます。館の川地内の分譲住宅の案件でございます。この件については住宅政策の一つとして、今年の3月の定例会で、予算特別委員会の中で議論されたと。今定例会でも、6月14日、私だけではありません。たしか大塚議員も小沼議員もおっしゃったと思いますが、トータルで40分間喋ったと言われますが、私はそんなに喋った記憶はないんですが、そういうその、議論がございました。私の考え方としては、やはり、まあ、安全性とか使いやすさ、そして、町の負担が今後、そうしたことをすることによって増えるのか。あるいは周辺の環境がどうなのか。私は最大の質問は、分譲して、やはりその後、スムーズにいくかどうかというのが私の最大の不安でございます。で、私、このことについては随分、町長とも議論しました。もう、私喋らなくてもわかっておられるというふうに思います。皆さんも、力はまたああいうこと喋っているのかというふうにまあ、言われると思いますので、あのですね、私、夕べ、やはり一つのことについて、私はこう思う、いや、課長はこう思うと、そういうことだけでは、やはりこういったものは、ようわからない。なので、私あの、要は、私の考え方といたしますか、先ほどお話しました、要は、もしそういうものが出たら、該当しないであれば、町は買うという形で、その分譲なり、住宅政策を進めていただきたいと思っておりますので、そうした構想の比較を私は一枚のペーパーに、夕べ、まとめました。是非あの、議長、この資料をですね、喋っていても時間がかかりますので、資料を是非、配付することを許可いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

○2番（藤田 力君） すみません。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 発言時間内で許可します。

〔資料配付〕

○2番（藤田 力君） はい。それで、今、配っておられますが、是非あの、皆さん、見ていただきたいなというふうに思います。町のほうでも是非、笑われるかもしれませんが、私が本気になって書いた中身ですので、是非あの、ご覧いただきたいと思います。

それでは、このことについては、あとは見ていただくということにしまして、つる細工のほうに移りたいと思います。つる細工のほうの答弁の中身ですが、大変あの、ユネスコエコパーク推進費、そして、それには講師の確保もできると。で、町がそうしたものに取り組んでいると。で、耕作放棄地についても、今後検討してまいりたいと。今後の、民具については、今後の施設整備基本構想に加える。そうした前向きな答弁をいただきまして、私は大変良かったなというふうに思います。それでもまだ時間がありますので、つる細工に係わることを皆さんと理解を共有したいなというふうに思いますので、すみませんが、もうちょっと喋らせてください。それで、つる細工なんですけど、三島町との只見町の関係と申しますか、面倒くさいこと言わないんですが、三島町の道の駅に、只見町の蒲生、そして黒谷、長浜、そうしたところから三島町にそのつる細工が行って販売されております。で、先ほどというか、近く行われた三島の工人まつりには、50万もするそのつる細工が出たと。まあ只見町ではないんだそうなんですが、まあ27万程度のつる細工が実際にその工人まつりで販売された。そしてですね、三島の役場の職員が、そういうその三人の只見町のつる細工の作る人のところに伺って、是非その商品を出してくれということをおっしゃっております。で、うまいというか、三島の役場職員のその対応なんですけど、ある家に行って、あなたの、その人はまたたび細工が得意の人なんですけど、またたび細工を是非、その三島の道の駅で実演してほしい。そういうお願いに役場職員が来るんだそうです。で、その人は、やだやだと言いつつも行ったと。で、行って、一週間、そういうそのイベントか何かで、道の駅で実演したと。そして、こういうあな送ってきたで、ということで、何かと思ったら、その人がやっている、観衆がいっぱいいる中で、そういうその、実演をしていると。で、その時のその人の顔は、やはり、要は、自分の活躍の場所、そして用意してくれたと。要は笑顔満面でやっておられました。そういう写真をパネルにして、5枚も6枚もその人の家に届けたと。で、その人はお客さんが来るたびにそれを自慢して、皆さんに披露すると。私はやはり、まあ、先ほど教育長が述べられたと思いますが、なんていいますか、やはり、町長の分ですか、要は、後継者が不足しているといったようなこともあったかと思っております。この原因としては。まあ私自身も、元、そうした役場職員として、只見公民館で使ってもらっている中で、こういう民

芸品の生産、組織づくりにも取り組んだ経過もありますので、私自身もやはりそうしたことに、もっと思いをはせるべきだったなというふうに思っておりますが、やはり、もうちょっとやっぱり、そういう展示発表会とか、あるいはそうした場を設けてですね、発表させて、そして、褒めること、それもやはり、ちょっと文化祭で出したり、雪まつりで出したり、それで大体終わりだったような気が、まあ明和地区は随分その販売された経過もございますが、やはりそうした中で、私はその、そういうものをもっともっと町で進めるということが、私は只見町はもっと努力してほしいなというふうに思っておりました。でも、先ほどらい、ユネスコエコパークの中で、そうしたものがブランドとしてやりますよといったようなことで、私は大変こう、良かったなというふうに思います。是非あの、そうしたものが一つずつ、一つずつという話が昨日からありますが、一つずつこう、なんていいますか、ユネスコエコパークに繋がると、こうした答弁書にもつる細工について、ユネスコエコパークに繋がる。町長のあいさつも、何でもやはり、冠はユネスコエコパークだといったような形で今後進めていただきたいなというふうに思います。総務課長、是非あの、こうした民芸品の振興についても、そうした意味で、進めていただきたいと思いますが、ちょっとだけ答弁いただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 貴重なご提言ありがとうございます。

つる細工の関係、若干説明させていただきます。平成24年度にブナセンターで、ブナセンター講座というのを開催してます。その中であの、籠編み教室であるとか、つる細工の種類と伝統とかということで3講座開催しまして、59人の方が24年度中に参加しておられます。こういった取組みがあるということをご紹介させていただきます。

それから、今ほど、三島町の例を教えてくださいました。本当にあの、なんと申しますか、やっぱり丁寧にといいいますか、形だけでなく心から、そういった製作者のところは何回も何回も訪問されて、またその取組みの姿をパネル、写真に撮られてやるということで、本当に心のこもった対応をなされているなというふうに素直に感じております。ですから、私達、本町といたしましても、そういったことをやるということは勿論大事であります。やっぱり職員一人一人の心がけといいいますか、やっぱり製作者の方のそういったご苦労とか、そういったのをやっぱり心からわかって、そしてそれを広めていくという心の持ち方が何よりも大事だなというふうに改めて思いました。ありがとうございます。こういった町にあるものをまずしっかりと受け止めて、それを地道にやっていくということが何より大事だと思いま

す。昨年の文化祭、この下で開催された時も、私事ですが、籠を一つ買わせて、東京のある方のところに持っていったんですが、非常に好評で、こういったのを只見で作る方がおられるのかということで、本当に感心をしていただきました。誇りに思った気持ちがあります。そういった、どうしても派手なことに目が向きがちですが、こういった地道な活動をきちんと我々が理解して、そしてそれを広めていくという取組みが大事だと思いますので、そのようにさらに気を引き締めて取り組んでまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） これで私の質問は終わりたいというふうに思います。ただあの、先ほどお配りしました検討比較表。これについては、私の私的な観点も当然入っております。そうでなければ、こうしたものはできないというふうに思いますので、行き過ぎたところについてはご勘弁いただきまして、是非あの、皆さん、この検討表をちょっとの間でも見ていただいて、やはりこういう視点もある、ああいう視点もあると。そうした中で、やはり、この館の川の堂真下っていうんですか、堂真下っていう場所の造成につきましては、私もさらにさらに勉強したいなというふうに思います。皆様も是非あの、そうしたことに意を割いていただいて、またこの場で議論するようになると思いますが、是非よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

そんなことで私の質問は終わらせて…

どうぞ。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今、議員からいただきました検討表を見させていただきました。

その前に、つる細工の関係でございますが、昨年、黒谷川・叶津川、大規模な災害復旧での改修ということで起工式を行いました。その折に、百何十名ほどの参加者に対しまして、只見町のつる細工、それを記念品として付けましたところ、何件も県の方から電話をいただきまして、大変良い記念品だと。只見に行ったら、また別のものも購入したいというような御礼の言葉をいただきました。ということをつけ加えさせていただきます。

そして、若者定住に関しましてですけども、議員おっしゃられる空き家活用定住住宅。これに対しましては、町長もこれに取り組むんだということをおっしゃっておりますので、このとおりだという、取組みにつきましてはこのとおりだというふうには考えております。しかし、ご存知のように、雪国は雪を我慢した時代から、親雪・利雪というふうに変わってき

まして、ユネスコエコパークの自然も雪があるから、多雪地帯だからということで、このような地形ができあがっておるといふものだというふうには考えております。しかし、その中で生活しておられる方には、やはり、雪は大変、生活上、支障になるものということで、その雪処理は大変なものだというふうには考えております。まあ昨年も12月9日からのどか雪、それから続きまして3月の末まで、4月までの雪ということで、大変なご苦勞をなさったということで、担当課としましては生活道路の確保、それを一番に考えまして、あと除雪の協力者に対しましてはお願いをしまして、なんとか切り抜けたということでございます。町営住宅につきましては、今までは需要の面を特に満たすということで、時代の背景もありますが、車社会になる前ということで、今、車の関係、除雪の関係ということで、なかなかそれに配慮したものができていないということでございます。これからにつきましては、まあ、ここに団地の造成ということでありますが、それが可能にするには、やはりその雪国に対応したもの、除雪のスペース、また駐車場のスペース、景観を形成するための花壇のスペース等々を用意しながら造っていかねばならないというふうには考えております。その定住団地につきましても、新たな家族を生み出して只見に生活する。また、その持ち家を継承する。そして、結婚によります一時的な独立と。やがてはその持ち家を継ぐとか、家に入るというような流れ。そして、その前にありますのが、やっぱりその結婚に至るまでの取組み。これはやっておられますけども、それが大事ではないかというふうには思います。そして、まずその住宅に対する支援、それだけに係わらず、定住に係わるものは、医療・福祉・高齢対策等々、文化の継承もでございます。その将来に亘っての支援をする中での一つの取組みだということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、課長からお答えいただきました。そのつる細工を工事の起工式のときに配られて、大変良かったと、御礼を言われたということです。是非あの、町はそうしたときに、やはり今おっしゃったように、そういうものを配って、やはり、理解を深めるといふことも、やはり私は重要なことだなというふうには思いました。

で、その後、課長の、今の町営住宅は需要を満たすだけの住宅だったと。やはりこれから先は、花壇とか、そういった雪対策とか、そういうものも考えなきゃいけないと。是非、そうした考え方をこれから取り入れていただいて、私はそれにプラスするならば、2坪でも3坪でもいいから、家庭菜園のある町営住宅。車庫は勿論、町営住宅にも家庭菜園があるよう

な、そんなお話をいただいていたいなというふうに思います。本当に、なんていいですか、いろいろな面で質問に理解を示していただいていたありがとうございます。まあ、言いつばなしで申し訳ないですが、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、2番、藤田力君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時、休議いたします。

会議の再開は午後1時にしたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

4番、中野大徳君。

〔4番 中野大徳君 登壇〕

○4番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項、只見川流域豪雨災害復興基金についてでございます。平成23年7月の豪雨による災害から2年になろうとしています。甚大な被害と例年にない豪雪が復旧工事の進捗を遅らせています。また、被災者の生活再建支援についても様々な声を聞いていることを受けて、次の二つについてお伺いいたします。一つとしまして、只見川流域豪雨災害復興基金の被災住民の生活再建支援事業の進捗状況。二つ目として、復興基金の対象である豪雨災害からの復興事業の具体的時期及び具体案をお知らせ下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 4番議員にお答えいたします。

一つ目、只見川流域豪雨災害復興基金を活用した被災者生活再建支援事業であります。行政諸報告で申し上げたとおり、5月9日から15日までの間に5会場で延べ8回の説明会を開催し、102世帯の方にご出席をいただきました。その後、5月20日から交付申請の

受付を開始し、6月14日現在で29世帯の方から総額8,236万5,000円の交付申請が提出され、このうち28世帯8,169万6,000円の交付が完了している状況であります。勤務の都合などにより日中の来庁が困難な方を対象に、時間外の相談及び受付も実施しているところであり、今後も対象者の方々に呼びかけを行い、被災者生活再建新事業のさらなる進捗を図る所存であります。

次の質問でございますが、本ご質問は7番議員にもお答えしたとおりであります。本基金の目的に沿って、今後、効果的な事業の構築を議員各位のご提言もいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご支援をお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） 説明会が開催されまして約1ヶ月が経過したわけでありまして。102世帯の方に出席をいただきましたと。この102世帯の方は、いわゆる被害を被った、全壊・半壊・床上を含む、そういった方に通知をされて、今回、29世帯で8,236万5,000円の申請であると。まず最初にですね、この申請を受けてとありますが、申請に来られて、要するに却下された数、要するに申請書に一致しないというわけで、たぶん却下されたと思うんですが、その数を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃる却下ということではありますが、いろいろな修繕の内容等お持ちをいただきまして、内容を拝見をさせていただいております。その中で、まあ全体的な却下というものはございません。しかしながら、冷蔵庫であるとか、洗濯機であるとか、そういったものが含まれている場合は、その部分について、この部分は対象になりませんよということで除外をさせていただいているという実態はございます。全面的にだめだとか、この方の申請は受け付けられないとか、そういったことはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） この生活再建に要する経費試算表、ご説明いただきましたけども、総額で今回、約5億5,000万ですか。計算していただいています。まあ、ほとんどが該当して、ほとんどが申請したとしてこの数字ということだと思いますけども、これから、今、新築中の家も数件見られます。この5億5,865万円に対して、現在の数はわかりました。これ、予想で結構ですけども、どのぐらいの金額になると推測しておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） この額の執行についてであります。先ほど町長から答弁を申しあげました実績につきましては、先週末現在のものでも答弁書作成をさせていただきましたので、その時点の数字であります。参考までに本日朝現在の数字を申し上げさせていただきます。総額8,736万5,000円となっております。つきまして、今後の見込みであります。これにつきましては全体の方、あるいは若干その非住家、いわゆる付属屋であります、車庫等につきましては、事業用が住宅用かということで区別のつかない部分もありましたので、不足が生じましては被災者の方の支援にならないということもございましたので、その分若干は余裕を見てございます。今後の見込みにつきましては、はっきりした数字は申し上げられないところでありますが、今ほど申し上げましたように、今日現在で8,736万5,000円となっておりますので、さらにこれが被災者の支援に繋がりますように今後とも呼びかけをしながら、さらに使いやすい、あるいは内容に合致したということで管掌させていただきながら推進をしたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） この被害調査は昨日説明いただいた、要するに、被災直後、10日間ぐらいですか、まあ何日でもいいんですが、それが全ての基本になって今回の支援策になっております。例えばあの時点で、まあ、今回のような復興基金がたぶん創設されることは誰もが思わなかったし、誰もが予想しなかったことであります。まあ、当然、被災して、時期的には、要するに只見の冬将軍が来る前に、なんとか住むところだけでも自分の手で確保しなければならぬと、たぶんそれで必至だったと思います。そして、今回この支援策が創設されまして、まあ、例えば、領収書、きちっとした人はとってある人もありますけども、例えば自分でホームセンターに行って、自分で手直しした。それも出してくださいという説明はなされてると思いますが、これ、この実態を見ると、例えばあの時に直して、これから直してもいいですよと、それも確かに説明は聞きました。聞きましたし、あの時点で大丈夫な物件であっても、あの時、床上まで上がって、木というのは膨張したり縮んだりしますから、住んでいる間にどんどん隙間があいてくる家も聞いております。それもやってくださいという説明ではなさいましたよね。ところが、やっぱりそれ、なんていうんですかね、よく浸透してないというか、それはどうしてくれるんだとか、例えば再調査をしてもらえないとか、そういった声も聞きます。だから、これ、もう少しですね、その、なんていうんです

かね、例えば何月何日の何時に地区センターでやります、八木沢でやりますというあれはありましたけども、もう少しこの町民にわかりやすいというか、そういった声が出ない、声が出ないその周知の方法はないのかなって今思うんですけども、まだ、だからそれは僕聞かれれば説明はしているんですけども、やってもらえば当然出ますよという説明はしているんですけども、あの時、応急工事で直したりして、あれをまた壊してですね、またやる方っていうのは、僕は本当に少ないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですよ。だから、そういった方々に対して、その、なんていうんですかね、もう説明会終わって、今、申請の時期だからそれでいいと。あとは窓口で座って受け付けていけばいいと。そういう態度はいかなものかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今ほどご質問をいただいたとおり、その、今回の支援をさせていただき基になります被害程度調査というものは24年の8月27をもって終了させていただいたというふうに説明をさせていただいたところであります。あとこの支援金についてなんでありますが、今ほど議員おっしゃったとおりであります。被災後から現在までに修繕をされたもの、それについても支援をさせていただきますし、あとは上限額の範囲内で、今後、おっしゃったようなくらいが出てきたから直したいとか、この部分、流しがちょっと濡れたんだけど今まで我慢してきたんだけど、今後のことを考えると今直したいとか、そういったものについては今後やっていただいて大丈夫ですという説明は何回か差し上げたつもりではあったんですが、浸透していないということでありましたので今後対応策を考えさせていただきたいと思います。またあの、おっしゃっていただいたように諸材料、ホームセンターから購入をなさったといったような場合も、これは領収書、確認をさせていただいて、対応させていただいております。そのほか、町内業者さんからもらったんだけどなくしたという場合には証明書であるとか、あるいは再発行をお願いできませんかということをお話を差し上げているところなんですけれども、今後のスケジュールとしまして、繰り返しにはなりますが、この支援事業、対象は23年7月29の被災をなさった後から修繕をなさったもの、そして、今後なさるものにつきましては、来年の8月までに契約をさせていただく。そして、そういった経費であって、26年の12月末までに支払った経費を対象とさせていただきたいということであります。今ほど8月というふうに申し上げましたが、半壊、すみません、全壊であるとか、大規模半壊、こういった方々は国の加算支援金の支給を受けることができます。それに合わせますと8月末というよりも、8月27までには申請をしていただい

たほうが、その方々はよろしいのかなというふうに考えてございます。そういった契約をなされた経費で、来年の12月中までにお支払いを完了した経費、そのものについて、翌1月中の受付を最後とさせていただきたいと。基金事業が2年なものですから、精算の関係もありまして、大変申し訳ありませんが、来年の1月末までに申請をしていただくということで皆様方にはご説明を申し上げているところであります。繰り返しになりますが、既になされた分も支援の対象と、上限額の範囲内でさせていただきますし、今後なされる分も支援の対象とさせていただきます。つきましては、施工なされた後に、この部分は対象外ですというのが発生しますと大変困りますので、今後なされる分については事前にご相談をいただければということをお話を差し上げているところです。あと、被災をされた方にもっと丁寧に説明をということでございました。これも先ほど町長から答弁を申し上げさせていただいたとおり、毎日ではございませんが、日中の時間外に相談をさせていただく時間を設けさせていただいております。今後はさらにこれの継続と併せまして当日来られなかった被災者の方々、あるいは、おっしゃるようにもう一度聞きたいというような方々を対象にした説明会の開催も検討しなければならないなというふうに今改めて考えさせていただいたところでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） まあ、中にはですね、被災されて、そして、まあ、いち早く、例えば隣町よりも早く町単独の支援をしていただきました。まあ全壊で100万。それから大規模半壊で50万ですか。ちょっと金額、していただきましたが、それは非常によくやっていたという声を聞いておりましたんですが、今回、この基金から今度、その分を差し引かれると。じゃあ、早くやっただけで町単独の支援策は、結局はなかったのと同じになっちゃうんじゃないかなと思うんですが、これはどういう理由でこれを差し引かれたのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今ほど議員がおっしゃられた内容であります。県がこの制度をつくったときの枠組みの中にある内容であります。まああの、県といたしましてはこの支援制度、この復興基金を使った支援と、併せて各町の単独での支援、合わせてそれぞれの被災額の上限ですよというふうに、この制度を定めたときに県で定めてございます。おっしゃられるように時期が早かっただけという感も否めませんが、まあ、そういったことでいち早く復旧・復興に只見町は取り組んだんだということでご理解をいただければと思うんです

が、今ほど申し上げましたように県はこの基金を使った事業、そして各町の単独事業、合わせて被災ごとの上限額というふうに定めてございますので、やむを得ずそういうふうにさせていただいた次第でありますので、ご理解をお願いをいたします。まあ蛇足になりますが、応急修繕等で住民の方に給付をさせていただいた分については、その分は差し引くということとはございませんで、当然、住民の方はその分についてのお支払いはございませんし、町のほうでお支払いをしています。なので、その分についてのお支払いもないし、差し引く分もないということにはなっております。しかしながら、応急修繕を、52万という上限はございましたが、その額を超えてご本人が負担をなさっていた分については、その分については、今回の支援をさせていただく対象に十分になりますので、その分は併せて申請をしていただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） まあ、やっぱりあれだけの被害を被りますと、やっぱりどうしてもこう、自分はその被害者意識というか、当然のことですけれども、そういったことで、例えばこういった災害、100年に1回と言われてますけれども、があつて、例えば災害が遭う前の、要するに生活レベルですね、やっぱ、例えば田んぼやそういったところは、一応、国・県でやっていただけてます。形だけは元通りになりつつあります。ただ、生活レベルが、要するに、あの災害を受けて変わってしまった。要するに人生、自分の人生設計が変わってしまった人も中にはおられるんですよ。これはどういうことかといいますと、例えば災害を受けて、今回の、これから第二弾といいますか、豪雨災害からの復興事業が生活再建の事業をこれから提示していただけるということになってますけど、なってますが、まだ調査結果は出ませんが、これがですね、要するに、実質的には、調査結果によってはですよ、最終的な、直接的な支援策になりかねないと思ってるんですよ。ということは、今回、その支援を受けられずじまいの人、一例を出しますと、例えば町下の町営住宅でいいんですけども、今までこの只見町で働いて、なんとか一生、只見で暮らす人生設計を描いておられたと思います。将来、貯蓄して家を持つという方もいたはずですよ。この人達にとって、この、今のままで、支援策であれば、この人達は、この災害で大幅に人生設計を修正せざるを得なかったと。一例を出せば、例えば新しい家を建てたけども、仕事がなく、それを他人に貸して、そのローンを家賃で補う。そして、東京で夫婦で働いている方もいらっしゃいます。やっぱり、まあ災害だからしょうがないとはいいながらも、本当に不幸になってしまった人も実際にいるわけですから、あとは自分の努力で頑張ってくださいではなくて、こういった方

にもなんとか支援策ができないものかなと。これは、今まで第一弾でできなかった分を第二弾で、全てカバーは無理かもしれませんが、ある程度網羅してもらわないと、要するに、住むところがやられて只見にいなくなったのではなくて、産業も一緒に、人が流出するということは、町にとっては大変なマイナスだと思うんです。年寄りではないです。若い夫婦です。こういった方に対して、しっかりとその第二弾の支援策を準備していただきたい、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） それでは生活再建資金以外の基金の活用というご質問だと思いますので、私のほうから答えさせていただきます。そういった本当に人生設計が狂われて大変な思い、実際、思いをされた方がおられるということは承知しておりますし、改めて今ほどいただきました。今般の先ほど町民生活課長が説明申し上げましたのは生活再建支援分で、これは県のほうで条例、十分ご承知ですが、町村間で格差が出ないように、一定の基準、ルールがあって、それに沿ってやらなければいけないという前提がございます。ですから、その辺のところをまず基本的に崩せないということは是非ご理解いただきたいと思います。また町といたしましては先行して、おっしゃるようにこのような基金が創設されるとは本当に思っておりませんでしたので、議員おっしゃるように、それはいち早く少しでも支援したいということでやらせていただきました。ただ、それは差引といいますか、相殺をするべきだというルールになりましたので、結果として、その町独自の支援策が、せっかく早く良いことをやったと思ったんだけど、それがまあ、消えてしまうというか、見えなくなってしまうということだと思います。形としてはそのように言われても仕方がないのかなというふうには思います。ですが、そういった思いはあったということは、部分は是非、引き続きご理解いただきたいと思います。そして、今後のことでありますが、まあそういったことで町民生活課が主管課となって丁寧な説明を重ねながら、少しでも多くの方に申請、そして速やかな交付を心がけるということはまず努めてまいります。その上で、ご質問いただいております第二弾という表現でございますが、今後の産業振興とか、地域の活性化、福祉のこととか、その辺はどういった形の基金を、制度設計ですから、いろんな不公平が出てはいけませんので、その辺の制度設計をきちんとして、このような事業でこれくらいとか、対象者はこのくらいですよということ、つくり上げていきたいというふうには思っています。これはあの、口で言うほど簡単なことではないというふうに思っていますので、昨日もご質問いただきましたけども、議員の皆様とそういう、何回も意見交換しながら、その中から制度設計させてい

ただくということになろうかと思しますので、おっしゃる趣旨は理解しておりますので、今後、あい努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、中野大徳君。

○4番（中野大徳君） これから精査して、なるべく早い時期というか、僕は、今回は、さっき言いましたように、ひょっとしたら直接的な支援は最後になるかもしれませんので、ひょっとしたらですよ。わかりませんが。ですから、急いでとは言いません。よく町民の方の聴き取り調査といいますか、そういったものをして、つくり上げていただきたいというふうに思います。

それから、今回ののは、例えば家財はだめだという規定あったかと思しますが、これからやられるものは、例えば被災事業所、施設、機器等の修繕、または更新、こういったものに出しなさいよと、出してもいいですよと、書かれておりますので、それはやっぱり家財とは違った事業所さんのあれにはやっていただきたいし、それから農地の土壌回復支援とあります。などとあります。今回、応急、田んぼにしてもらったところ、泥を出してもらいました。これは、私どもが経験がまず初めてのところで、皆さん、例えば今回、2年休んだよなと、大徳、悪いけど、コシヒカリに肥やし、なんぼ入れればいいだよと。それは聞かれてもわかりません。ある人は農業普及所に問い合わせをしました。そこでも正確な返事はもらえておりません。やっぱりそれは実績と経験でしかないんです。で、圃場によっても違うんです。これは。ただ砂を出したところと、それから泥が渦巻いたところと、まったく条件が変わるので、一概に何キロなんていう数字は出てきませんが、肥やしをまったくゼロにした人、それから半分に抑えた人、これは秋、どういう結果が出るかわかりませんが、今回は、要するに今までまっ茶色だったところを、集落の人はまっ茶色じゃなくて、いくらかでも緑のほうが、景観もいいし、今年から皆、一生懸命、できるところは全て田植えをしました。したつもりです。そして、どうしても堤防で潰れてしまうようなところはまだできませんけども、田んぼはできても、今度、農道がまだしっかりしてなくて、そういうところは、要するに川の細かい、乾くと今の時期、舞い上がるような、それが舞い上がって、雨が降るとドロドロになって、四駆でなければ行けないような農道でございます。そういったところをですね、やっぱり早くきれいにしてほしいなと思います。そして、堤防なんかはですね、それは、これ、今回の復興基金と申し訳ございません、ちょっと離れますけども、あれ、まだ何もしてもらってないと思っている人もいますね。今、設計の段階でこれから**仕事**どんどん入りますよと言っているんですが、まあ2・3日前に大きな重機がやっと入ってきて、

ああこれから始まるんだなど、そういった期待をしておりますけども、集落のそういったその散歩コースが、そういった今言ったような状況になってますと、非常にこう、まだこう、なんていうんですか、爪跡というか、残っていて、まったくその、良い感じはしないんですけども、それでもやっぱり地元の人はこの自分達の地域を守ろうと思って一生懸命やっておりますので、この第二弾がやっぱりその最後、最後といいますか、最終的な町の支援ということになりかねませんので、しっかりとこれだけは、もう、そういった声が出ないように、もう3年目に入ってですね、あれどうなんだ、これどうなんだとか、何もやんねえんだとか、そういった声はですね、もうはっきり言って聞きたくないんですよ。申し訳ないんですが、だから、やっぱりそういった声が出ないような、しっかりとした支援策を考えていただきたいなど、そういうふうをお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員は、今回、豪雨災害につきましては、議員の皆さん方はそれぞれの集落で一番、真面に立って、それぞれの被災された方々、またはいろんな住民の方々の事情、苦情、大変な面を一身に受けられる立場だというふうに思います。で、我々も一生懸命、実態を調査する、勿論、やっているつもりであっても、なかなかその届かないところはあろうかと思いますが、そういった意味ではまた改めて皆さん方からも情報を聞く。で、今後につきましては、そういった（聴き取り不能）をですね、いつまでもその、この災害の立ち直りに尾を引くというようなことをいち早く断ち切ってほしいという意見だろうと思いますので、実態調査を併せながら今後の支援につきましては、先ほどらい申し上げているとおり、それぞれの地元の実態を踏まえた上で、そういったことを受け止めておられる皆様方の意見をいただきながら、協議をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうかこれは、また、いろんな住民の方々の意見も随時受け止める間が出てますから、大変骨折られているんだろうと思いますけれども、また一緒に供用させていただいてですね、いろんな良い意見を、良い案をまとめていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（中野大徳君） 終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、酒井右一君の一般質問を許可します。

1 番、酒井右一君。

[1 番 酒井右一君 登壇]

○1 番（酒井右一君） 1 番、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

先般、超学際的研究機構に委託した調査について伺います。本会議で再調査の決議を受けた時期は昨年6月26日。調査の予算が執行可能となった時期は7月20日。3月5日、災害調査特別委員会の副町長の答弁では、これは執行機関の補助たる機関の方ではありますが、あと2ヶ月程度かかるという答弁でした。5月中には完成すると考えておりました。その結果の公表がまだありませんが、これについて、わかってはおりますが、質問でありますので、質問いたします。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

[町長 目黒吉久君 登壇]

○町長（目黒吉久君） それではお答えいたします。

町当局が委託発注した7.29新潟・福島豪雨災害の原因調査についてであります。本件につきましては、昨日、8番議員にもお答えしたところであります。予算執行の点についてであります。予算可決はご質問のとおり昨年7月20日であります。その後、災害対策特別委員会で調査のための具体的課題が整理され、9月28日に中間調査報告がなされたという経過と受け止めております。契約期間についてであります。当初、契約期間内に調査を終了することが困難となったため、契約期間を6月末日までとする変更契約を締結したところであります。その後、鋭意、調査に取り組み、期間内に報告書がまとまり報告ができる見通しとなったことから、今週末に予定されている議会全員協議会におきまして報告させていただくこととなった次第でありますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今のご答弁の中で、災害対策特別委員会で調査のための具体的な課題を整理され、9月28日に調査報告がなされたという経過と受け止めておりますと、こう書いてありますが、この文言、ここの文書というのは、これはあの、当局側の調査と何か関係があるんでありまじょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） これはあの、9月28日の、当時ございました議会災害対策特別委員会のほうで、その中間報告をなされました。そういった中で当委員会は中間報告において、町当局に次の3点を申し入れるものであるというくだり等、そういった町当局に対

しての、そういった申し入れがございましたので、そういったのもしっかりと受け止めて対応したいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君）（マイクなし 聴き取り不能） 当局がこのことについて独自調査をするという当局の判断、意思決定、これは当局が意思決定をして予算をとるわけであります。速やかな予算執行が前提であります。議会が調査委員会を設けて調査することと、これとは関係あるようではありますが、実はスタートラインも違いますし、ゴールも違います。当然、出てくる結論も違います。ただ、9月の中間報告に至る前に、当局の調査、予算をとられましたから、当然、調査発注されるものと思っておりましたから、中間報告の内容も尊重して、それも調査の内容に入れてくださいよということは議長と共に申し上げました。まあ、早く言えば、既に調査が発注がされ、進んでおって、そこに議会側の調査項目を付け加えてくださいよというような意味のこと、これは当時の執行機関の補助たる機関である副町長も承知をしております。この内容表現だけを見ますと、なんか議会で注文をしたものについてやろうと。議会が何を調査するんだろうかということ丸投げされているようなニュアンスのような答弁であります。これが何故、当局自身が意思決定をして、予算をとって、それを契約されたのが12月10日でありますから、何故そのように遅れたのか。これはきちんと説明いただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 若干、経過、繰り返しになりますが、申し上げますが、当時、災害対策特別委員会には前副町長が出席をしておりました。元々の話になりますけども、これは公益財団法人日本土木学会のほうの調査報告をもって、町としてはそれを報告というような取扱いで受け止めたいということをお願いしてございましたが、それのみでなくて独自に調査をするべきだということで議会からそのような申し出をいただいたわけであります。それを町長が受け止めまして、今、議員おっしゃるように、予算を提案させていただいて、可決いただいたという経緯でございますので、その特別委員会に出席を許可されておりました前副町長といたしましては、そういったやりとりといたしますか、経過を十分踏まえて、尚且つ、中間報告、当時の特別委員会でなされたということも受け止めて調査をやりたいという判断でこのような流れになったというふうに承知してございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは（マイクなし 聴き取り不能）話でありまして、議会が特別調

査委員会を設けてやるということと、執行機関が調査を委託発注をすると、しかもその意思決定をしたのが、具体的に予算として表したのが7月であります。議会から劫立てをしていただければ、自分自身で劫立てがないようなふうに取り扱いますが、そんなもんですか。もう一度伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 調査して契約するという事は、何を調査するのかということとをきちんと提示してやらなければいけない…

○1番（酒井右一君） それを持たなかったのかと聞いている。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議会のほうからもこのような中間報告の中で申し入れをいただいておりますので、それも含めてということになるわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） くだいようですが、議会から注文を付けさせていただくというのは、調査過程の中に織り込んでいただきたいということで、これは当時から申し上げてます。でありますから、調査をする本人が、何を調査したらわからないから、議会の言うことを聞いてからやろうというのは、これは本末転倒の話で、予算をとるというのは具体的な予算の目的があってとるはずで、その中に、何を調査したらいいかわからないで予算をとるという話は、これは聞いてられませんので、もう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 何を調査するかわからないからということではなくて、目的はこの洪水の、新潟・福島豪雨災害を受けての原因調査、質問のタイトルにもいただいておりますが、そのための洪水の調査であります。ですから、その目的ははっきりしております。ただ、実際、委託契約ということになりますと、具体的に相手方と具体的な事象、項目について整理して、委託契約を結んで、金額も算定して締結するということになりますので、これは特に議会の特別委員会におきまして、このようなことを慎重に審議なされて、その上での申し入れもいただいておりますので、それをきちんと受け止めて調査を委託したということとでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まず再三、調査委員会を開かなければならない状況にあって、それ以前に調査をする決議がありまして、議会意思は当初から、早い段階からおわかりだったはずであります。それが12月10日に正式契約になったという事実をここで押さえておきなが

ら、後でもまた出てきますので、先に進みたいと思います。

さてあの、問題の契約とは、甲と乙、双方ができないことを前提にするものではないということは、当然、双方の理解だと思えます。双方というのは、私も、町長も、その理解だと思えます。したがって、約束事が安易に破られることのないよう契約書として残すわけであり、契約とはという原点に遡るわけですが、ある弁護士の助言によりますと、甲乙間の契約は非常に厳密でありまして、契約は未確定な未来における状況を確定する行為で、甲乙双方がそれを約束すると、もうあるわけであり、12月10日から3月31日まで、年末年始を挟むとおそらく3ヶ月足らず。この豪雪地帯で、しかも大きな利害が対立する大変な検証作業。短期間でできる仕事ではないと誰もが思えます。短期間というのは3ヶ月ぐらいの、言えばこれは短期間であります。議会の特別調査委員会でさえも9ヶ月強かかっております。洪水の原因調査は住民や議会も強い関心を持っており、当時は災害調査特別委員会があった住民の関心も高く、まあ、災害調査特別委員会もありまして、住民の関心も高く、委員会の傍聴者、これもほとんど毎回ありました。超学際的研究機構の委託業務に契約違反の疑いを持つのでお伺いいたします。

先に本件の調査委託契約書の写しを資料として配られてあります。これであり、持ってこられたと思えます。これを見てご質問申し上げます。尚、本契約と、本契約とはこれであり、それと変更契約、期日の変更契約のこれであり、二本立てになっております。本契約で契約の内容と業務の仕様が決められております。読ませていただきました。次について、まず確認しておきたいと思えます。3月4日、変更契約とは、本契約、12月10日に契約された、この契約書に基づき契約されたということによろしいか、これ1点です。それから、2点目。この本契約では、変更できる時の条件を定めていますが、それほどのような時でありますか。お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 契約につきましては、資料要求ございましたので、議員、お手元にある委託契約書、これが平成24年12月10日付けで、特定非営利活動法人超学際的研究機関の代表理事と契約を締結したというのが12月10日が原契約でございます。その後、平成25年3月4日付けで変更契約を締結しております。これによりまして、期限につきまして、平成25年3月31日を平成25年6月30日とするということでございます。変更契約、何に基づいてやったのかというご趣旨のご質問かと思えますが、これは原契約書に記載ございまして、履行期限までに委託業務を完了することができないことがあきらかに

なった時は云々と書いてありまして、その延長日数は甲乙協議して定めるという規定がございます。それに基づいて変更契約を締結したということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私あの、議会のこの場での質疑については、いくら傷ついても、あるいはどのようなことになっても、何ら苦しませんし、気にしませんので、忌憚のない話をいただきたい。聞かれたことには率直に答えていただきたい。そうしますと、変更契約は12月10日に結ばれた本契約に基づいたものであって、本契約での契約を変更できる時の条件、これは第6条に、本契約の第6条に定められているということによろしいかと聞きましたが、それでいいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） はい、そういうことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 変更契約を締結するにあたり、先ほど契約をするということの重さは、ほかの人に聞いたものでありますし、本にも書いてありますが、契約は非常に重いものであります。安易に変更できるものではない。本契約が優先されるというふうに私は理解しましたし、そう思っています。変更契約をするにあたって、本契約の4条で定める業務委託の処理状況の確認が必要だったはずですが、この業務の処理状況はいつされた、調査されたのか。また乙からの、そのことについての報告書はとられたか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） そのことについてもお答えしますが、質問されたことだけ答えればいいでしょうから、それが基本でありますので、まずお答えいたします。それにつきましては、第6条にということは先ほど申し上げました。その理由といたしましては、調査活動、また分析活動、データ収集等に時間を要するということで、そのことは打ち合わせ、また電話等で随時確認して変更契約に至ったということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうしますと、甲に対して遅延なく、その事由を付した書面により、履行期限の延長を求めることができるということで、その書面は求めなかったと、提出されてないということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 特にあの、こちら側からはそういった書面の提出は求めておりません。あとは契約につきましては、基本的には、ほかの事業もそうですが、3月31まで、町の場合は3月31までの契約をしていくと。その中で年度内に完了しないときは、繰越明許ということで議決をいただくということでもありますから、それにつきましては、当初から5月・6月という契約は基本的に、継続費の議決でもなければ結べないわけですから、そういった手続き的なことは議員、十分ご理解いただいているのかなというふうには思っておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 事務手続きと、一つの委託契約がきちんと完了するということは、どちらが優先されるかといいますと、契約に定める事柄、そしてその仕様、本契約に定められているとおりのことが本契約の期間内に完成されるということが優先されるべきでありまして、事務というのは、そのことの後処理なり準備でありますので、これが繰越をされるとか、3月31日が会計年度であるということについては、事務的に如何様にでもなるものでありまして、期間の変更契約をするという理由にはあたらないのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） もし、適切にお答えできなければ恐縮でございますが、ちょっと最初の質問と中間報告のところと、若干戻りますが、この委託するときにも特別委員会のほうからは、委託先として、公正な第三者機関に調査を依頼するべきであるということをお願いしていますので、ですから、そういったことを十分受け止めて契約したということですから。それが9月28日ですから、その前にもし委託していたところの相手方が、そのようにお認めいただけないような機関であれば、それは好ましくないわけですから、そういったことで公正な第三者機関に依頼するべきだという中間報告を受け止めまして、そして、超学際的機構ということで、それはご理解いただいて契約に至ったということを申し添えさせていただきます。あとは何よりも大事なことは、これまた僭越ではありますが、その結果を早くいただいて、それに基づいて対策を講じたり、支援を講じたりする、その政策に結びつけることが何よりも被災者の方、住民の方が望んでおられることだと思いますので、そのことを踏まえながら、事務も当然、それに沿ってやってきたつもりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今、担当課長は、議会側が公正な第三者云々ということを経9月に言っ

たと言っておりますが、6月の25日の決議案文にそれはきちんと書いて、議会意思だということ町長に伝えております。ですから、公正な第三者的調査機関を早く見つけて、予算をとる。予算をとる段階ではもう既にあたりをつけておかなければ、当然このような遅れが生じるものと考えます。これはやはり、議会の決議案文と、一連の、何故、決議に至ったのか、その辺をご理解しない発言だと思いますが、その点、災害発生から、土木学会から、情報連絡会、検討会議を経て、決議案を本会議で議決されるまでの経過をご存知であれば、そのようなご返事にはならないのかなというふうに思います。まあ、あくまでもその、原子力の事故調査についても、電力側の事故調査もありますし、国会の事故調査もありますし、調査の内容は、それはそれなりに少しずつ違ったり、あるいは正反対かもしれません。しかしながら、議会は議会。超学際は超学際。土木学会は土木学会。しかし、土木学会は肝心なものを抜いておりましたけども、それはやはり、決議に至るまでの間の経過を、よくよく耳を貸して、傾けて聞いていただければ、今の総務課長のような答弁にはならないと思うわけですが、この点について、担当課長である総務課長は、決議案文に至るまでの経過の中で、公平な第三者機関にお願いしますよと、議会で皆さんが発言してますし、書面にもありますが、これを否定されるということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議会の特別委員会で慎重に審議なされたことを否定するなんていうことは毛頭考えておりません。そういうことではございませんので、そこら辺は誤解といいますか、それはきちんと尊重していくという立場でございますので、改めて申し上げます。ただ、中間報告の中でそういった申し入れをいただいておりますということをもたし述べさせていただいたということでございますので、繰り返しになりますが、その経過を含めまして、特別委員会の審議、申し入れについてはきちんと受け止めておりますし、そして、それに沿ってやってきたというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 再三申し上げますが、9月の中間報告というのは、これは特別委員会の中間報告の話でありまして、この問題は災害発生直後から日本土木学会の調査、そういうものがはたして公平なのかという観点から、とうに出しております、総務課長が今答弁している内容とは違う話であります。特別委員会は特別委員会で、議会の皆さん方が調査をしてくれ、公正な第三者で調査をしてくれというのは、2番議員だって当初から言っておりますし、再三言っております。しかし、このことを言っても先に進みませんので、このことを

一つ、この質問の区切りとさせていただきます。

はて、変更契約の事由には検証するためのデータが計画通り進まなかったためと書いてあるわけであります。今の質問にも若干答えていただきました。契約期間というものは、その内容、仕様も含めて、甲乙双方が納得して契約したものであります。先ほど契約というものの重みについては申し上げました。当然、乙には業務の工程管理をすべき義務があります。そして、随時、報告する義務も、これを見ますとあるように見えます。この契約期間の遅れ、つまり作業の遅れ、検証するためのデータが計画通り進まなかったというのは、これは乙の工程管理上の問題に過ぎないのではないのか。この理由は乙の内部事情であり、乙の一方的な事情であって、外的な要因ではないのではないのか。少なくともここの第6条に定める、その責めに帰することができないものではない。甲、つまり発注者は、乙、つまり受注者の内部事業まで監視をすることはできないわけでありまして、そのことを甲に、つまり只見町に、責任はない、責めはないものと思います。したがって、甲乙間の契約、約束事について、乙の内部事情をもって期間の変更をするということはできない話であって、元々、乙の責めに帰するものであり、ここの、その責めに帰することができないものではなくて、責めに帰すものではないのか。これをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） すみません。うまく答弁できないかもしれませんが、

○1番（酒井右一君） いや、うまく答弁してください。

○総務企画課長（渡部勇夫君） いや、まあ、頑張ってみますが、まあ3月31までの契約で12月10日に契約を締結したと。当然、冬です。で、今年になってから、特に雪解け、今年遅かったわけですが、雪融けてから、

○1番（酒井右一君） いや、理由になんねえって言ってんだ。

○総務企画課長（渡部勇夫君） いや、聞いてください。特に八木沢集落のほうの区長さんはじめ、そういった集落のほうに直接、雪解け後、現地に出向き、話を聞かれ、現地を歩かれたということも調査対象に入っております。それが物理的には雪解け後、今年度に入ってからということになった事実もございますので、決して、その責めに帰すとか、帰さないとかということではなくて、その業務を遂行するにあたって、そのような時間が必要であったということでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） これは理解のできない話で、そうであれば、12月10日の時点で、

必要な時間をみるべきであります。誰が考えたって、あの豪雪、豪雪でなくても雪が降る。跡も見えなくなる。誰が考えたってこれだけのことに時間はかかる。それを3月31日というふうに当初の契約でしたこと自体が、甲は発注先ですから、乙ができるというなら、それで契約は成り立ちますが、結果して、乙はできないで、**検収**をするためのデータ収集が計画通り進まなかったためでありますから、これは只見町側の責任ではなくて、超学際的研究機構の業務の遂行責任であるから、この契約書の6条に、乙はその責めに帰することができない理由により、と免責がありますが、この免責にはあたらないと申し上げておりますので、これをもう少し端的に説明していただきたい。私はこの理由はあたらないと申し上げております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議員ご質問のことですが、町の会計の場合も十分ご存知なんです、大変僭越ですみませんが、まあ基本的に単年度主義ということですから、4月に始まって3月に終わるということ、公の会計上そうなってます。ですから、ほかの工事請負契約であっても、3月末日までの契約しかありません。ですから、3月までに終わらない時は理由を付けて繰越明許費とか、もしくは事故繰越の理由を付けて、議会に説明して、翌年度、その予算を執行するというのが原則でございます。それ以外の方法としては、あらかじめ、過去には只見小学校の建築がそうだったと思いますが、継続費の議決をいただいて、何年度にはいくらいくら、翌何年度にはいくらいくらという継続費の議決をいただいてやるのは、それは許されておりますが、最初から3月31の契約難しいからということで5月・6月という契約を締結するということは、今の単年度主義の中では原則、許されていないというふうに理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 例えば只見町の広報であります。広報の発行について、これは当初からそういうふうに単年度の中では支払いができないので、最初から繰越明許になっております。ですから、これも最初からできないというふうにおわかりであれば、12月の議会で、あるいは途中での議会でもいいでしょうが、これは繰越せざるを得ませんよというのを、議会に対する説明なり、議案の提出なり、あって然るべきではなかったですか。事務的にはそうだと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 広報ただみの話かと思えます。広報ただみにつきましては債

務負担行為の議決をいただいております。そういったことでやらせていただいておりますので、いろいろ手続きの異なることがあるかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 事務手続きに翻弄されているわけにいきませんので、いわゆるこの契約の理由を、正しかったのか、あるいはこの契約には馴染まないのかという論点でありますので、これについて、乙の責めに帰すのではないかという質問であります。これはあれですかね。乙の責めに帰すということについては、帰さないという判断ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） この第6条の原契約からすると、乙はその責めに帰することができない理由により履行期限までに完了することができない時は協議して延長するというものですから、責めに帰すことができない理由だったという判断でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 委託契約の一過性、一本化性から見れば、途中で変更契約をせざるを得ないような契約を結ぶこと自体が、やはりこれは、それが、ここに6条に書いてるように、その乙の責めに帰すことができないものであれば仕方ありませんが、100パーセント乙の事務が間に合わなかったというわけであります。もっと詳しく言えば、3月会議の特別委員会で副町長は、資料収集に時間を要したと。担当先が海外出張しておった。検討には想定以上の時間がかかったと。そだにかかると思わなかったという発言をしておられます。これを問題視しているわけであります。3月5日の、何故遅れたかということの説明であります。ただ単に資料収集に時間がかかったわけではないようであります。これはあの、委託料の支払いがはたしてできるのか、できないのか。今後、町の監査委員もおられることですし、この問題については研究していただくこととして、申し上げることは申し上げましたので、ひとつ、ここで一区切りをしたいと思います。

次であります、まあ関連してくることでもあります。細かいことに拘ることは本意ではありません。しかし、町長は、この洪水水害の初期段階から、洪水の原因については情報連絡会、検討委員会、日本土木学会の調査結果を待つといいながら、結局、独自調査はされないできたと。この間、再三、議員の皆さん方はしてくださいという話がいっぱい出ておりました。だから、前段に申し上げたことでもあります。しかし、その後、災害の加害者の、災害の加害者である可能性がある電発の委託を受けた日本土木学会の調査は、只見の洪水原因の究明の核心を、只見の洪水原因究明の核心を災害の加害者である可能性がある電発の指示で調査課

題から抜いておったということが判明しております。判明しました。さらに町長は町の独自調査を求める声には耳を貸さず、しまいには全員一致の調査決議を受けて予算化されたと。だから、何故早く、わかっておるわけですから、12月10日まで遅れる必要はなかったというものであります。そして、先ほど申し上げたとおり、今回、乙の内部事情、とても私は正当な理由とは思えない期間延長の契約、わずか調査期間は3ヶ月程度、遅れに遅れた調査発注、さらには安易に期間を定めた、あまりにも住民や、被災住民、そして議会を馬鹿にした契約を交わしたとは思いませんか。これは町長にお伺いしますが、できないことをやる。長いこと時間をかける。その間、被災者は塗炭の苦しみを味わっている。このことについて、被災者や住民、議会を馬鹿にした発言、契約を交わしたとは思っていないか、お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） **まず冒頭に**、議会を馬鹿にした契約を結んだなんていう考えも、意識も、気持ちも、さらさらございません。

それから、冒頭、土木学会に調査を委託し、その期間、何故、独自の調査をしないのかというお話であります。独自の調査といっても、我々は素人でありますから、町独自、町職員独自が調査できるものではありません。したがって専門的な機関をお願いせざるを得ない中での流れの中で土木学会をお願いしてやってきたと。そしてまた、そういった結果が出るまで、出てからまたその後の対応なり考え方を示していきたいということをお話して、申し上げてきた経過でございますから、その土木学会に調査を委託し、そして、その後の報告を受けて、且つ又、皆さんから、ひとつの調査結果に対しては、尚一層の、ひとつの、まだまだ決め細やかとか、核心とか、そういったまだ知りたいことがあるんだと。またさらには公平性の観点からも別途、独自調査が必要だという声、そういったことを尊重いたしまして、改めてまた独自調査の新たな機関を選定していくという過程に入っておりますが、その選定する機関をお願いする、3月にあたっての、契約を結ぶにあたっての期間は想定以上の時間を要したということであって、ただ悪戯に時間を延ばしたということもありませんし、いろんな住民の皆さん、議会の皆さんはじめ、町民の方々の、特に被災された方々の、いろんな知りたいことに対する説明に対して、いい加減な気持ちで、馬鹿にした気持ちで取り組んできたということは一切ございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それは上々なお答えだと思います。しかし、しかし、情報連絡会、い

や、検討委員会の中では、当初から、我々が最も知りたかった情報の周知のあり方、堆砂のあり方、これを抜いた発言をされております。今、インターネットですべて今年までの要旨が出ておりますが、さらには調査方針が出たのは、その年、日本土木学会が委託を受けた時点でありまして、そこには国の担当者、県の担当者、電力会社、町の担当者が出席しておるようです。その段階で日本土木学会の調査は我々の調査に馴染まないことはわかっていたはずであります。それは蒸し返して、特別委員会でよっぱ喋ったことですから、蒸し返して言っても仕方ありませんが、町長の上々の答弁が非常に虚しく、空虚に聞こえてなりません。全てが遅々として進まない。その間、洪水の痕跡は消え、住民の意識は薄れていく。上々の答弁に対して大変失礼であります。意図的に原因究明を遅らせる。そのように見える。これは原因究明を待ち続ける被災住民、さらにはこの町はこれでいいのかという有志の方々、議会に対し、それらに対する、言葉は悪いですよ、背信行為になりませんか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員がどのように評価、判断されるかは議員の判断でございますが、背信行為をしているとか、そういった意識はございません。勿論、取組みのあり方やこれまでの経過が、町民の方々、被災された方々に納得いかないことたくさんあると、言いたいこともたくさんあるということもわかっておりますが、今、あなたとのこの意見の交換の中で、背信かどうかといったような形でのことをどう思うかと質問されて、背信行為というような観点から私申し上げる気もありませんし、そういった観点からは私は思っておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それでは申し上げますが、町長、3月定例議会本会議、最終日にこう発言しております。私どもは防災計画の趣旨と指針に沿って、職員が一丸となって対応してきたと。職員も精一杯やってきた。公務員の服務規程違反にあたるという報告は、報告というのはこれ特別委員会の報告であります。これは遺憾であると、こう発言されております。あの時の状況を見れば、みんな、自分が今成すべきことを精一杯やっておりました。それをやらなかった人など誰もいません。特に被災者は自分の命や財産を守ることに精一杯でした。そして、多くの被災者が多くの財産を失いました。町長は、私どもは防災計画の趣旨と指針に沿って職員が一丸となり対応してきたと言われ、しかし、町の、いわゆる町当局の不手際を、その後、報道各社が記事にしておられます。さらに、いまだに住民の方々から、あのことはどうなっているのかと、問い合わせがあります。まあ、このように議会からも何度も、いつまでも、私にしてもそうですが、質問が続いております。これを不問にしておくわけに

はいきません。あのこととは、ダムの放水の連絡を何故、住民に知らせなかったか、説明がないことであります。不信の最大原因であります。各河川の洪水のピークに、ダムから放水されれば、一気呵成に洪水が拡大することは誰でもわかります。さっき、4番議員が言われたように、あの災害を受けて人生設計がまったく変わってしまった方がいらっしゃいます。町は各ダムの放水の連絡を受けていながら、ダム放水があることを住民に知らせなかった事実、これは既に検証された事実がありますから、解釈の余地がありません。これをいまだに住民に説明しないのは何故でありますか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） もう23年の7月の豪雨以来、いろんな、この場において、意見交換なり話し合いをしてまいりました。その中で、ダム放流に関しての通知・通報を何故しなかったのかということにつきましては、できなかったことはできなかったし、やらなかったことはやらなかったし、私は正直にこの実態は申し上げてきたつもりであります。ただ、確かに、ただ、今、また繰り返し申し上げれば、あの時点での情報収集なり、いろんな全町的な、様々な、河川の洪水、嵩上げ、水嵩の**投象**ばかりではなくて、いろんな裏山等々の条件の中で、情報収集から、判断から、また情報発信からやっている中で、たくさんの不手際があったということも申し上げてまいりました。このこともたぶん、新聞社が書かれたことだろうというふうに思います。私はあえて発言しなかったとか、情報を秘匿したとか、隠匿したとか、一切そういうことはありません。私はそれなりに、できなかったことはできなかったという、その状況を説明してまいったと。ただ、その反面でも一生懸命取り組んできたことは間違いないんだということを申し上げてきた過程であります。それをどう評価されるか、どう判断されるかということは、それは議会の皆さんはじめ、町民、及び被災された方々のいろんな評価ということが係わってくるんでしょうけれども、あえて私はその、あの当時の状況からいって自分がとった行動、いろいろ、指揮指導するにあたってのあり方が、それは万全でもなければ、極めて、今思ってたってそれは、至らないところ、今思えばこそ、ああすれば、こうすれば、こうなっていればということはたくさんございますけれども、それは言ったところで言い訳とでしか受け取めていただけないだろうというふうに思っております。したがって、意図的に隠したり云々等はございません。従来どおり、やったこと、言ったこと、できなかったことを申し上げてきたとおり、そういうことであります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ私が申し上げたいのは、議会特別委員会、あるいは本会議の中で、

まあ認められておられます。今の説明をされております。しかし、これを住民の方々、一部、安全なダム放水を求める方々等には何らかのご発言があったように聞いておりますが、私はその内容は詳しく存じ上げませんが、この災害の顛末として、やはりそこを避けて通るわけにはいかない。それで不問にするわけにはいかないという、申し上げておるわけであります。これはあの、決してあの、坊主憎ければ袈裟まで憎いという観点で申し上げませんので、私も真摯に申し上げますし、真摯に受け止めていただきたい。言い訳がましいことはさておきまして、住民にとって、特に被災者は町当局しか頼るところはありません。行政が果たす災害対策の基本はそこにあるわけであります。町や議会がマニュアルどおりに機能しなければ、これは無政府状態と同じであります。少なくともマニュアルがありました。マニュアルはご存知のとおりであります。大変でそれができなかったというのは、これはプロのやることではありません。政治や行政は私物でないので、いわゆる私物化できないものでありますので、その理念や執行のあり方には公平・公正が求められて、そして絶えず住民に寄り添おうとするぶれない正義がなければ、今後、いくら善政をしいてみても、何を言ってみても、住民は信頼することがなかなか難しいだろうと思います。今回の災害から早2年近く、今の目黒町政には住民に沿ったぶれない正義が感じられません。口が滑ったというふうに解釈していただきたいわけですが、副町長の人事の問題にしても、この辺が不信としてもたらした結果であると察するには無理もない感触を私は持つものであります。執行機関の補助機関である副町長が不在であることは、そのまま行政の停滞に繋がりますし、いわゆる執行機関以外のものが過剰な答弁を強いられるという無理なことが出てきます。異常な状態でありますので申し上げます。ダム放水の連絡を、あったにもかかわらずしなかった事実は、これはもう、町長はここで説明されました。また、これによって被害が拡大した事実、このことについて、併せて町長が誠意を持って住民に説明会と、それを目的にした説明の場、聞いていただく場、それをできなければ、今後の目黒町政は住民の信頼を得ることが難しいと危惧するものであります。これは町長にとっても、住民や議会にとっても、職員にとっても、大変不幸なことであります。町長は、私どもは防災計画の趣旨と指針に沿って職員が一丸となり対応してきたと言われました。実際には地域防災計画によらず、ダム放水の事前連絡があった事実を広報しなかったのであります。これを不適切と認め、住民に先ほど申し上げたような機会をつくって説明をして、謝罪をして、全ての住民や議会と共に、今後、前向きに再出発、再出発という言い方はおかしいですが、我々、町の停滞を望むものではありません。どこかで区切りをつけないと先に進めませんので、ここで皆理解できる形で決着をしたいというものであ

ります。いつまでも飲み込んだ魚の骨が喉に引っかかって、これが問題で善政をしけない、しこうと思ってもやりにくい、これをなんとか取り除いて、執行部も、執行機関も、機関も、住民も一丸となって諸課題に取り組んでいくという方法は、今申し上げた方法以外ないかと思いますが、この点はそういったことをされるお考えはないですか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろいろの物事の捉え方、考え方はあろうかと思えます。1点、若干、今申された中のひとつひとつの私なりの考え方をちょっと申させていただきます。

まずあの、防災計画、地域防災計画に、その指針に則ってと、その精神等々そのものは、疑いのないことですけれども、確かに通知・通報をしなかったというのは事実であります。そして、今、マニュアルのとおりやるのが大事なことだとおっしゃいました。それは勿論、そのとおりでございます。しかし、一方では、現実というのは、いろいろと変化するものであり、且つまた、想定ということも、その場その場が判断の中で難しいこともございますから、一方ではマニュアルどおりやるのが正しい時もあれば、マニュアルどおりやったがために、その後、何で機転のきかない馬鹿なことやってんだと言われることも現実にはございます。そういうことでございますから、マニュアルどおりといいますか、議員おっしゃりたいのは、たぶん、防災計画に則った通知・通報ができてなかったという、このひとつの大きな出来事をたぶん指されて言われていること私わかって申し上げておりますけれども、それは本当に、まさしく自分としても、今振り返る中では、それが何故できなかったのかというのは痛恨の想いでありまして、しかし、一方では、またそのこと自体が、私個人の政治的ないろんな判断の私物化だとか、そういったことは、どういう観点からかはわかりませんが、そういった意味合いとか、そういったことは一切ございません。まさしくその時とれることを、やれることをやったが、なかなか思い通りなり、皆さんからの今、現段階での評価は受けがたい事実もあったということも認めざるを得ないということでございます。

それで、そういった流れの中ですが、当然、議員も、私も同じです。いち早く、今、只見にとって大事なことは、ハード的な復旧・復興がスピードをもってなされていくこともまず大事でございますが、併せて今回の議会も一般質問を通して、いろいろとその後の産業振興、地域振興、まちづくりどうしていくんだというところに重点がかかった質問をたくさんいただいたわけですが、そういったことをこれからの、単なる政治的、政策的な観点ばかりでなくて、それが前に進むか・進まないかは、やはりこの豪雨災害で傷跡が残った、心が痛められた、生活が本当に狂った、大変な方々の、その今、今回もいろんな議員の方々か

らも意見をいただきましたけれども、そこに寄り添った対応ができなかったということも私のひとつの大きな反省としては捉えております。そこからいち早く脱却するためのことができなければ、本当の意味での将来に向かった、町民一丸となったまちづくりに、ひとつひとつやっつけようという、その声かけさえも虚しくなるわけでありますから、その指摘につきましては、十分私も心に受け止めながら取り組んでまいりたいと思います。また一方、町民に対する謝罪ということはどうするんだということでございますが、また先ほども冒頭申し上げさせていただいたとおり、21日の超学際のみ調査の報告がございます。それを受けて、改めてその場で私なりの判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今、町長の答弁は、細かいことを申し上げてしまいましたが、私が本来申し上げたかったことをよく把握をされてお答えになったというふうに理解しております。議会も、執行機関も、それから住民も、やはり、ここはひとつ、きれいさっぱり御破算をして、そして、目黒町政の下、善政をしいていかなければならないものであります。今の発言、私もよくわかりますし、町長がそういうスタンスで、住民に対する気持ちを持っていらっしゃるということがわかりましたので、これで私の質問は終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。

当局より、議案に一部訂正箇所がありますので、議案の訂正をお願いしたいという申し出がございます。

これを承認するにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、若干、休議をいたしまして、その間に一部を差し変えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

暫時、休議いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時49分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第51号 只見町広告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（渡部勇夫君） 議案第51号 只見町広告式条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

町内には広告式条例に基づく広告場所22箇所ございますが、そのうち塩沢地区につきまして、旧塩沢公民館から現塩沢集会施設に広告場所を改める一部改正の提案でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号 只見町広告式条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第52号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長（新國元久君） それでは、議案第52号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は福島復興特別措置法に基づき、固定資産税の課税免除を規定する条例であります。今般の福島復興再生特別措置法の一部改正に伴いまして所要の改正をお願いをする内容であります。福島復興再生特別措置法の一部の改正であります。この趣旨、概要であります。福島の復興及び再生を一層促進するため、生活拠点形成交付金を創設する。国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の実施区域の拡充。避難解除区域における税制優遇措置の拡充等であります。この創設拡充等を加えることによりまして、条番号に変更が生じました。従前のこの福島復興再生特別措置法51条・52条であります。復興産業集積区域等の規定をしておるものでございます。これが条番号加わったことによりましてずれまして、51条が64条、52条が65条に改められたということによりまして条例を改正させていただくという内容であります。後ほど、今お配りをしました資料、新旧対照表であります。ご覧をいただきたいと思っております。

以上、簡単であります。ご説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第53号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 議案第53号ではありますが、資料、町民生活課で準備させていただいた資料、そして保健福祉課で準備させていただいた資料ではありますが、配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長（新國元久君） それでは、議案の説明に入ります前に、今、お配りをした資料の確認をさせていただきたいと思います。まず1枚の資料であります。議案第53号資料、ナンバー1、国保税条例の主な改正についてという資料が一つであります。続きまして、横型の資料になります。右方に議案第53号資料、ナンバー2とある資料であります。平成25年度只見町国民健康保険課税関係資料、これが一部であります。続きまして、議案第53号資料、只見町国民健康保険税条例、新旧対照表ということで一つお配りをさせていただ

きました。続きまして、カラーの表紙のものがございます。2013年度版只見町国民健康保険のすがたという資料であります。併せまして、中ほどに議案第53号資料、ナンバー3ということで挟ませていただいております。ただ今お配りをさせていただきましたが、皆様、お手元にお配りのものは大丈夫でしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 議案第53号 国民健康保険税条例ということで（マイクなし 聴き取り不能）国民健康保険事業について、保健福祉課のほうから説明をさせていただきますと思います。

それでは、皆さんに配付をいたしました議案の資料、ナンバー3と只見町国民健康保険のすがたという資料。これで25年度国民健康保険の状況、それから国保税算定の考え方ということで説明をさせていただきますと思います。

まずカラーのほうの冊子でございますが、これ例年の国民健康保険の状況を年次別に数値・グラフ等で示しております。それで、これを使いまして、今回、今年度の国保税の状況、算定の考え方を、この資料を基にしましてご説明をいたします。

まず3月の当初予算の編成時の考え方でございますが、まず状況としまして、資料ナンバー3のほうに記載をしておりますように、現在、只見町国民健康保険、各町村の保険もほとんど同様な状況でございますが、被保険者の減少が本当に顕著になっております。この数値、記載しておりますが、一般被保険者、24年度で1,315人から、25年度は1,262人ということで、これは後ほど町民生活課長のほうの説明にあります資料の国保税算出基礎表の数値でございます。

で、国民健康保険のすがたのほうの2ページをご覧ください。こちらのほう、平成19年度から25年度の見込みまでの被保険者、これは年次別の平均の被保険者数ということで、退職被保険者は除いております。で、平成19年度、2,193人というのは後期高齢者医療制度始まる前でございますのでこのような数値になっております。で、20年度から後期高齢者医療制度、75歳以上の方が別制度になりました関係で、国保については1,500人台、それから年次を過ぎてきますと1,400人台から、現在、25年度は見込みで1,200人台になるだろうというような見込みでございます。24年度の平均がちなみに1,234ということで、毎年度、大変な被保険者が減少をしております。それからもうひとつは、保険給付費、いわゆる医療費の、一人当たりの医療費の増加でございます。24年度の当初予

算算定時、割替えにしますと29万1,599円、25年度ですと31万2,249円というような数値になっております。すがたのほうの資料の4ページをご覧ください。こちらのほうは近隣町村の状況との比較もしております。で、平成23年度までの実績、これは国民健康保険連合会、県の連合会のほうでの実績の数値を表にしたものでございます。上のほうから、21年から一人当たり医療費、只見町、一番左のほうになっておりますが、21年が29万5,000円。で、23年は31万4,000円ということで、30万円台を突破をしている状況でございます。で、ちなみに県内のほうを比較しますと、県内59市町村ありますが、22年度は高いほうから8番目でございますが、23年度、これは震災等の関係もありまして、相双地域除いておりますが、高いほうから5番目というふうな医療費のかかる位置を示しております。で、併せて関連でございますが、中段に、一人当たり保険税額、21年から22・23年の様子を記載しております。で、各町村、それぞれやはり制度改正等もありまして、増額の傾向でございますが、特に下郷町は22年に大変な増額をされております。それで22年、只見町については59市町村中、低いほうから3番目でありました。で、23年度、49市町村中、低いほうから7番目ということで、現在、相双地域を除きますと一番最高額が下郷町というような状況でございます。23年度の数値でございます。併せて参考ですが、一番下の欄は調剤費、いわゆる薬代です。一人当たり、只見町、大変高い傾向を示しております。22年度は全市町村中、4番目。高いほうから4番目。23年度は3番目というような位置を示しております。その状況を今度、相関図で示したものがページ、5ページになります。只見町のところ、丸とラインで示しておりますが、一人当たり医療費は県内でも高い傾向を示している状況でございます。これが縦軸になります。横軸のほうが保険税額。保険税額にしますと県内でも低い位置に示しております。そういう状況をまずひとつご理解いただきたいと思えます。あと6ページは参考で見てくださいなんですが、各年度の一人当たり医療費の調定額を割替えにしたものでございます。こちらのほうも先ほどから話しておりますように、増加の傾向になっております。

次に、一つ大きな、国民健康保険事業の中で大きな変動要素がありますのが、三つ目の丸で示しております前期高齢者交付金という制度が平成20年度から始まりまして、今年度、25年度は対前年比、24年から対比しますと4,983万円というふうな大きな数字の減額になりました。歳入が約5,000万近く減ってしまったということでございます。それで、相対の国保事業の全体の会計の中で、前期高齢者交付金の歳入が全体に占める割合が大変大きい状況になっております。これについてはすがたの7ページをひとつお開き下さい。

ここには4年間の状況を記載をしておりますが、上のほうの数値の表、3番目、左から3番目が前期高齢者交付金の数値を示したところでございます。22年度が1億3,000万円ほど、それが24年度が2億円になっております。で、25年度は1億5,900万円ということで、それぞれ国保事業全体、約5億ほどございますが、その中で22年度が23パーセント。それから23年度が25パーセント。で、24年度は2億円というふうな交付がございました関係で約37パーセントというふうな大きな割合を示しております。それで、25年度は29パーセントまで落ち込んでおります。そういうことで、全体の国保の財政の中で、こちらの示す交付金の割合が大変大きい状況でございます。これにつきましては、15ページにその推移を載せてございますが、数字ばかりでちょっと見難い表になっておりますが、平成20年度からこの制度が始まりまして、各年度、一番上にありますように概算交付がありまして、平成22年度から2年後に精算というふうな方式で算定がされております。今回、24年度、昨年、大変大きな交付になったというのは、只見町の要因ばかりじゃなくて、全国の保険者の前期高齢者の医療費が大変伸びたということでございます。それによって交付額が多くなったということで、その前期高齢者交付金の仕組みというのが下のほうの色刷りで示してございますが、全国の保険、いわゆる協会健保だとか、共済組合。それから健康保険組合。それから市町村の国民健康保険。大きく言ってこのような保険がございしますが、その中で65歳以上から74歳までの前期高齢者といわれる方が占める割合が全国ですと、平均で12.9パーセントというふうな数字になっております。その中でも国保については全国平均は31.3パーセント。それも大変高い数字になっておりますが、ちなみに只見町の国保は前期高齢者の方が、いわゆる65歳以上の方が占める割合は45パーセントという、大変高い数値になっております。そういうもので全国の保険者の中でそれぞれ比率が低いところは出し合い、それから比率が高いところは交付を受けるというふうな、相互でこう、出し合いながらそれを平準化していくというような制度でございます。単年度ごとで大変大きな変動がございします。25年度が1億5,900万円ということで、前年比較で、上の表の一番右の下になります。約4,900万円。5,000万円近くの変動があったということでございます。そういうことで、24年度は、昨年ですが、医療費分の税率を若干増額をしまして、それから後期高齢者支援金については減額をして、介護納付金は推移ということで、水害等の状況もありました関係で、24年度については23年度と同じベースでの据え置きというふうなことで対応をしてきました。しかしながら、上のほうで先ほど説明しました被保険者の減少、それから医療費が大変上がっている、それから全体の国保事業の

財政の中で5,000万円ほど交付金が減っているという状況から、25年度は増額をしていかなければならないということで当初予算を編成をしました。

で、10ページを、すがたのほうの10ページをご覧ください。ページ10ページのほうには各年度の国保財政、特別会計の歳入と歳出の状況を示しております。それで、25年度の予算ベースというところをご覧くださいたいんですが、前期高齢者交付金が1億5,943万4,000円ということでございました。で、当初予算の編成時には、そういう状況で国保税額も増額の算定をしまして、それでも基金、いわゆる貯金から取り崩す金額が約3,972万1,000円ほど必要だろうということで当初予算を編成をさせていただきました。まあ、そういうことで、編成をさせていただきました関係で、6月の所得の確定に合わせまして、今度、本算定ということになりましたが、そういう考えを基にしまして、今年度、25年度は、中段から当初予算時における考え方を基本としまして、下記のとおりということで税率の算定をしていくような形で対応をしていきたいと思っております。

まずページの11ページ見ていただきたいんですが、国民健康保険税というのは、医療費ばかりじゃなくて後期高齢者支援金、それから介護納付金ということで、三つの要素が含まれております。で、後ほど、町民生活課長のほうからも税の課税の内訳を説明する中でも、これに分けての算定になっております。まあそういうことで、今年度、まず各費目の年度の累計収支、これ、約、概算なんですけど、見ていただくと、上のほう、医療費分が毎年度、赤字になっております。で、後期高齢者支援金分については黒字、300万、600万、それぞれ結構の黒字が出ております。介護納付金分は若干、21年度、赤字の時期もございましたが、現在は大体、収支均衡がとれるくらいの状況に落ち着いているかなという状況でございます。で、国保全体の単年度収支はそれぞれ毎年赤字になっております。そういう年度に合わせまして基金から繰入をして現在まで至っております。まあ、そういう中で、25年度の国保税率の調整、算定の考え方ということで、医療費については単年度、及び累計収支が赤字になっております。ということで、これについては税率を上げる必要があるだろう。それから、後期高齢者支援金分。これについては20年度から累計収支のため税率を下げっていくのは可能だろうということでございます。それから介護納付金については、累計収支黒字ではありますが、その黒字の状況から、税率については据え置きが妥当だろうという考え方でございます。以上の考え方を基にしまして、本年度、いわゆる本算定という形になりますが、上記のとおり、今のお話しましたようなことで、今年度、医療費を8,000円程度の増額。それから支援金分は黒字でありますので約3,000円ほどの減額。それから介護分は据え

置きで算定をするというような考え方でございました。医療費プラス支援金で約5,000円、一人当たり5,000円の増額で算定をしていきたいというふうなことでございます。これについてはそれぞれの収支状況により税率を調整というのは、医療費分、支援金分、介護納付金分というふうな、それぞれの収支状況により税率を調整ということで、24年度も同じような考えで対応してきております。約、相対で5,000円の増額をしましても財源不足が生じてまいります。幸い、基金を取り崩しながら対応をしていく必要がございますが、24年度の国保会計、出納閉鎖が終わりまして、決算見込みで繰越金が2,900万円程度見込まれるというふうな状況がわかりました。で、これについては、年度末の医療費が若干抑えられてきたこと、それから調整交付金等の伸び、それぞれの要素含まれて最終的に繰り越す金額が出てきたということでございます。で、まあ、そういう経過から、当初予算時では3,972万1,000円ほどの保険事業と財源不足分として基金を取り崩ししなければならぬという状況でございましたが、繰越金が見込まれるということで、6月の本算定時点では1,072万1,000円程度、基金充当を抑えるようになりました。それから、基金の充当額を1,000万円ほど、保険事業も若干含まれておりますが、これを単純に税額に置き換えると9,000円の税額に相当します。ということは、基金を充当しない場合は上段の5,000円プラス9,000円ということで、一人当たり1万4,000円増額をしていかないと対応できないというふうな形になってまいります。まあ、そういうことで急激な医療費の、いわゆる保険税額の急激な伸びを抑えていく、やはり必要があるということで、今回、基金を充当していくというような考え方でございます。ただ、下段のほうに記載をしておりますが、医療費の急激な伸びと、これは年度内も、**突如**の医療費の伸びも予想されます。まあ、そういう部分で、基金のあるべき姿、国・県のほうからの指導もございますが、その保有額を確保していく必要がございます。

で、現在の基金の状況でございますが、すがたのほうの13ページをご覧ください。こちらのほうは年次別の、左のほうの上から、22・23・24年、3カ年の保険給付、後期高齢者支援金、介護納付金の額。これについての3カ年の合計のその平均、その4分の1をひとつの目安として基金として保有しなさいよというふうな数値でございます。ちなみに23年度末、24年度の基金の積み立て、預金利子しかございませんが、24年度、昨年、211万円ほど保険事業分を取り崩しをしております。で、24年度末の基金の見込み額ということで1億1,019万1,000円ほどになります。で、保有すべき額との差額が約750万ほど不足しているというふうな状況でございます。

で、これらの動きを年次別に表したのが次の14ページのグラフでございます。これは平成元年からの只見町の基金の状況でございます。やはり平成5年から6年にかけて、結構、基金が減っております。これと併せて国保税を増額しながら、平成8年頃から積み立てができるようになりまして、平成12年の頃で約1億8,000万円というような状況でございました。その後、保険事業等に充当した関係で若干少なくなっております。で、平成20年度から国保制度改正になりまして、先ほど説明したような状況でございますので、やはり前期高齢者交付金の変動要素が大変大きかったということで、平成22年度のときは本当に何千万円も基金を充当しないと対応できないというふうな状況も発生しまして、結果的に医療費の伸び、それから調整交付金等の交付等もありまして基金の充当を抑えることができませんでした。そういう関係の図がこちらにございますが、点線と実線で、24年度、25年度分かれています。当初予算のときは点線の数値になるだろうというような状況でございましたが、繰越金という状況がございまして、25年度については、約、最終的には9,900万、約1億近い基金を残すことができるだろうということで、状況が一応、図で示したものでございます。当初からすると医療費の若干の伸びが抑えられたこともありまして、こういう状況で現在推移をしております。

資料ナンバー3のほうにまた返っていただいて、こういう中で国保税を増額していかなければならないという要因を三つほど掲げております。まず一つは、25年度の本算定において、ページ10ページに、先ほどの表でございますが、見ていただくと、単年度収支でも、基金充当しましても、3,500万円の赤字になっております。そういう状況が一つあります。それからもう一つは、平成20年度からの国保制度の改革によります影響。それから被保険者の減だとか、医療費の増加も相まって、特に先ほどから説明しております前期高齢者交付金の変動要素が大変大きいということでございます。医療費の増加、それから被保険者の減という要因もございまして、前期高齢者交付金の変動が大変大きく、先ほどの資料の中でも説明をいたしました。複数年度において前期高齢者交付金の動向、それから国保会計の状況を見ながら、基金の充当と税額の増を調整して特別会計を運営していかなければならないというふうな状況が現在続いております。それからもう一つは、三つ目としまして、平成27年度、再来年になりますが、27年度からの保険財政安定化共同事業というのがひとつございます。それが、今度は、下のほうに、下段に記してございますが、いわゆる一円以上の医療費を全部、共同事業でプールして計算しようというような、もう法制度が24年度の国保の一部改正ということで、法律で決定をしております。それで、もう施行が27年度

からということで、外枠の事業でございますが、これがいわゆる広域化の前段というふうによく言われる部分でございますが、全ての保険者、町村で、**一元以上の医療費をみんな**で、保険者割、医療費割でプールしていこうというような考え方でございます。あともう一つは、国保財政の中で現行の保険給付に見合う国保税の設定確保もやはり必要だろうと、一定程度の収支の均衡がやはり必要だろうというふうなことでございます。で、それについては、共同事業もそうなんです、現在、相双地方町村除いた中で、先ほども説明しましたが、下郷が最高になっております。只見町と比較しますと、約3万円近い差があります。これはまあ、プールとなると、当然、保険税が低い町村は上がっていくというような予想がされます。あともう一つは、皆さんもご存知かと思いますが、いわゆる国保制度の広域化という話がマスコミ等でも少し話題にされていると思いますが、これについてはまだまだ不透明な状況でございます。県一本での、いわゆる広域化という話もございますが、まだまだ課題が大変ございまして、税の算定、賦課の方式だとか、財源の関係だとか、まだまだ不透明なところがいっぱいございまして、即、広域化というふうな状況にはございませんが、ただ、27年度からの保険財政共同安定化事業というような、いわゆる外枠でのプールの計算というのが目の前にきております。県のほうでもシュミレーションしながら、いろんな調整交付金の手当てがどこまでできるのかという部分で調整をしておりますが、大変、前期高齢者交付金ばかりじゃなくて、そういう流れでの変動要素が大変大きい状況でございますので、単年度だけの収支を賄うということがなかなか難しい状況でございます。複数年度の中で、やはりある程度、一定程度の収支を保つための税額の設定が必要な状況になっているということをご理解下さい。

こういう考え方を基にしまして、町民生活課のほうで、別資料になりますが、国保税の算定をしていただきました。それについては6月で所得が確定した、その内容に基づいて税率のほうを、医療費分、それから支援金分、介護納付金分ということで算定をしていただいております。それについては町民生活課長のほうから説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） ただ今、保健福祉課長が只見町国民健康保険事業の状況、そして今回の国保税率算定の考え方についてご説明を**申し上げました**。それに基づきまして今ほどの資料、資料ナンバー3の中段であります、平成25年度本算定、医療費分8,000円程度の増額、後期高齢の支援金分3,000円程度の減額、介護保険分据え置きという

ことで算定をさせていただきました。

議案第53号資料、ナンバー1という一枚の資料をご覧をいただきたいと思います。国保税条例の主な改正ということで、今ほどの国保事業の概況、そして税率算定の考え方に基いて算定をさせていただいたものであります。医療費分につきましては、所得割5.43パーセントということで、前年比0.09ポイントの減、医療分の均等割については2万1,800円ということで、前年対比3,200円の増、平等割につきましては1万4,700円ということで、前年対比1,900円の増ということになります。特定世帯については以下、二段に記載がございます。

ここで、途中ではありますが、特定世帯及び特定継続世帯について、途中ではありますが説明を申し上げたいと思います。今ほどの資料の下段にあります、国保税条例3月31付けで専決をさせていただきました。専決第3号であります。後ほど報告をさせていただくということになるかと思いますが、今回の税率改正の中で額が出てまいりますので、簡単に概要を説明させていただきたいと思います。国民健康保険ですが、特定世帯という世帯がございます。この世帯は国保加入者が一人だけの世帯、何人かの方がいらっしゃって、後期高齢に移られたと。そして、国保に残った方が一人だけという世帯が特定世帯ということになります。この世帯の方々には5年間に限り特定世帯として平等割が半額になります。今般の改正はこの5年間、平等割、いわゆる世帯割であります、これが半額になっていたものをさらに3年間に限りまして4分の1軽減をするという制度が新たに設けられたものにより改正であります。そういったことで平等割、特定世帯につきましては、5年間は半額、6年目から8年目までは4分の1の軽減ということになります。これが国保税条例専決の内容であります。

これを踏まえましてですが、今戻りまして平等割は特定世帯につきましては、一般の方々の半分の7,350円、前年対比950円の増ということになります。特定継続世帯につきまして医療分の平等割は1万1,025円ということになります。中ほどの列の支援金分ではありますが、25年度、1.06パーセントということで、前年対比0.61ポイントの減をお願いをしたいということになります。均等割につきましては4,000円ということで1,700円の前年対比減、平等割につきましても2,500円ということで前年対比1,500円の減、特定世帯につきましても同様に1,250円で700円の減、特定継続世帯は1,875円ということにさせていただきたいというものであります。介護分につきましては据え置きということですので、前年とまったく変わらないという状況であります。

続きまして、議案第53号資料ナンバー2というふうに右方に印をさせていただきました、平成25年度只見町国民健康保険税課税関係資料で具体的に説明をさせていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。右方に資料ナンバー1というふうになっております。これはあの、医療給付費分、一般分の税率の算定をさせていただいたものであります。本年度調定額6,561万6,000円ということで試算をしております。基数調査日、25年5月31日、基準日は25年の4月1日であります。医療一般分にかかる世帯数、778世帯、被保険者1,262人です。これにつきましては、繰り返しになりますが、8,000円程度の増額をこの分をお願いをしたいということであり、中段に計算式が載っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。下段に比較の表がございますのでご覧いただきたいと思います。まず左下の表であります、応能割、いわゆる所得割であります、5.4パーセントということで0.09ポイント減にさせていただくという内容であります。応益割のうち均等割、一人割りであります、これにつきましては3,200円の増、平等割、いわゆる世帯割であります、これについては1,900円の増をお願いするという内容であります。これによりまして一人当たり課税額8,336円の増ということになります。ここであの、所得割、なんで0.09ポイント下げるのに8,336円の税額の増が確保できるんだということになるかと思っております。まあ一つには、応益割で3,200円、1,900円ということで合わせて5,100円お願いをしているという状況が一つ。そしてさらには右下をご覧いただきたいと思います。平成25年度と平成24年度の一人当たりの平均課税所得を記載してございます。平成25年度、一人当たり55万7,464円、昨年は47万5,586円でありました。8万1,878円、一人当たりの平均課税所得は増えてございます。これによりまして率を0.09ポイント下げさせていただいたとしても、今般、必要とした8,000円の額、これを確保できる見込だということで、率については0.09ポイント減とさせていただきたい内容であります。

続きまして、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。後期高齢支援金分です。本年度保険税調定額1,357万9,000円ということで想定をしております。基数調査日、基準日、世帯数、被保険者数等は右上段に記載をしております。先ほどと同様に左側下段をご覧いただきたいと思います。応能割、所得割であります、1.06パーセントということで前年対比0.61ポイントの減ということでお願いをしたいという内容であります。応益割のうち均等割、一人割りであります、これについては4,000円ということで1,700円の減、平等割・世帯割につきましては2,500円ということで1,

400円の減ということでお願いをしたいという内容です。これによりまして一人当たり課税額は3,208円の減ということで試算をさせていただいております。これにつきましてはやはり同様であります。率を下げさせていただいても一人当たりの所得が上がっているということで税額は確保できると、必要な税額を確保できるということでもあります。

続きまして、次のページ、資料ナンバー3の1というふうになってますが、医療プラス支援金。先ほどらい、合わせて5,000円程度の増でお願いをしたいということでお話をさせていただいておりますが、その表であります。医療プラス支援金分で調定額7,814万8,000円を想定しております。基数調査日等は右方に記載のとおりであります。左下段をご覧くださいと思います。応能割であります。所得割、今年度、合わせまして6.49パーセントということで、前年対比0.70ポイントの減でお願いをしたいという内容であります。応益割のうち均等割、一人割りにつきましては2万5,800円ということで1,500円の増、平等割は500円の増ということでお願いをしたい。これによりまして一人当たり課税額は5,115円の増額とさせていただきたい内容であります。右下段をご覧くださいと思いますが、一人当たり平均課税所得はやはり8万1,878円の増ということになってございます。

続きまして、資料ナンバー3の2をご覧くださいと思います。これが所得別による試算例でございます。左の中段の例の1をご覧くださいと思います。一般の世帯、農業所得世帯で専従者がなし、家族が二人で所得額が143万円の世帯であります。試算をさせていただきますと、前年でありまして14万4,300円でありました。今年度は14万100円ということで4,200円の減額でお願いをしたいという内容であります。続きまして、例の2、これは7割軽減の世帯であります。家族が二人、所得額がゼロということになります。これにつきましては昨年度、1万9,500円お願いをしておりました。今年については2万600円ということで1,100円程度の増をお願いをしたいという内容であります。右側上段になります。5割軽減の世帯。家族二人で所得額57万5,000円の試算であります。前年度5万200円をお願いをしておりました。今年度は5万300円程度でお願いをさせていただきたい。増減としましては100円の増ということになります。例の4が2割軽減の世帯であります。家族が二人、所得額が103万円の世帯で試算をさせていただきますと、前年10万2,500円でありましたが、今年度は10万400円ということで、2,100円程度の減額でお願いをしたいという内容であります。7割・5割・2割の軽減世帯とはということで右中段以下に記載をしてございますので、後ほどご覧をい

ただきたいと思います。

続きまして、資料ナンバー4の1、次のページであります。介護納付金分について試算をさせていただいた内容であります。これについては1,578万8,000円の調定額を想定してございます。基数調査日、25年5月31日、基準日が25年4月1日、世帯数437、被保険者数552人です。左下段をご覧くださいと思います。税率、そして応益割の額等に変更はございません。そういった中で一人当たり課税額3,170円程度の増になる見込であります。これは先ほどらい申し上げております。右の下段をご覧くださいと思います。一人当たり平均課税所得の増によるもので、所得割、率を変えなくても若干の増額となるという内容であります。所得が増えたものというふうにご理解をいただければと思います。

続きまして、資料ナンバー4の2、介護納付金分の試算であります。これにつきましては税率を変えてございません。税率、そして応益割の額等変えてございませんので、昨年と試算上はまったく同額ということになります。

以下、25年度の予算の推移、当初予算と6月補正でお願いをしております予算の推移、そして資料ナンバー6ということで療養給付費の推移、そして資料7ということで基金の概要、先ほど保健福祉課長から説明がございました。そして資料ナンバー8ということで国民健康保険給付費支払準備基金の収支ということで記載があります。ご覧をいただきたいと思います。併せまして、資料ナンバー9ということで南会津郡内の税額の推移、記載をしますので後ほどご覧をいただきたいと思います。資料ナンバー10につきましては国保運営協議会の答申書、そして委員名簿を掲載をさせていただきました。

もう一つ、資料、議案第53号資料ということで新旧対照表をお配りをさせていただきましたので後ほどご覧いただければと思います。

税率について説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 今、税率と、それから何故上げなきゃいけないのかということで説明をいただきましたけれども、この税率のことで伺いますが、その税を計算するその方式が3方式あるということですが、只見町では、一つは旧ただし書き方式、それから本分方式、それから住民税方式という三つの計算式があるそうですが、只見町ではどの方式を使っておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） すみません。記憶の話で申し訳ありませんが、旧ただし書き方式ということで認識をしてございました。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） 旧ただし書き方式は所得額から基礎控除だけを引いて保険料率をかけるという方式だそうですけれども、この方式を使っている市町村では、住民税方式をやっていたんだけど、この旧ただし書き方式に変えて保険料が数倍に上がったと、跳ね上がったという声が聞かれますけれども、そのところどう思うかということと、それから、また別の観点ですが、この保健課長の説明で、収納率が上がっているということですが、そして、医療費が増加して上げざるを得ない、課税所得が増えているという原因を示されましてけれども、この課税所得が増えたというのは、私はこの復興工事の、ある一部分のところが増えたのかなと推測しますけれども、まったくそれ、平均で出されているものなので、町民全体が所得が上がったというわけではないと思います。で、その収納率0.5ポイント増となっているけれども、政府から収納率の向上を図るよう指導されていると思いますけれども、保険証の取り上げや、無理な取立てはしてないかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 保険証につきましては、ただ今、短期証の発行ということで対応させていただいている世帯がございます。これにつきましては、比較的、長期に亘り滞納があるといったような世帯につきまして、国保事業担当のほうでピックアップをしていただきます。そして、その方について、納税相談においでくださいという通知を差し上げて、おいでいただいて納税相談をしていただき、分納等の相談をしていただきますが、その後に併せて保険証の交付をさせていただくということで対応させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長、このただし書き方式によって税額が高くなっているかという質問がありましたから、そのことについてひとつ。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃるように、ただし書き方式ですと住民税方式よりは所得額は高く出ます。住民税ですと当然、住民税額ですから、様々な控除後の額ということになるかと思います。しかしながら、世帯よっての違いが出るわけでありまして、最終的に必要な額を国保の被保険者の皆さんにお願いするというスタンスからしますと、やはりこれも公平なのかなというふうに考えてはございます。これによって、当然、上がる世帯も

出ますけれども、下がる世帯も出ます。総額の国保税額には変更はございません。何を基準に所得割を算出させていただくかということだけでありまして、率、単純な率だけを申し上げれば、ただし書き方式ではなく住民税方式のほうが率としては間違いなく高くなります。といいますのは、各所得の控除等行っておりますから、高くしないと必要な税額は確保できないということになるかと思えます。

もう1点、課税所得が増えたということでのお話をいただきました。これについては平均で増えております。しかしながら、年金だけの所得の方であるとか、増えない方も多くいらっしゃいます。そういった中で何が増えたかということで若干分析をさせていただきました。24年度との比較であります、やはり一番多くは給与所得の増ということであったようであります。若干であります。農業所得の増、営業所得の増等がございましたが、やはり大きくは給与所得の増が今回の一人当たり平均課税所得の増ということに結びついているのかなというふうに判断をしている次第であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、3回目です。

○11番（山岸フミ子君） 収納率を見ますと、みんな、それだけの余裕があつて、ちゃんと納められているんだなという感じがしますけれども、これは町民が本当に一人一人、人に迷惑はかけられない、暮らし、自分の食べるものとか、着るもの、それからどこかに出かけること、いろんな点で、本当に切り詰めて生活をして、税金だけは払わなきゃいけないという思いがすごく強いんですね。ですから、そういうところだけ見て判断はしていただきたいくないと思えます。

で、今年度も保険税のその所得別試算例を見ます、さっき説明がありましたその、国民健康保険税案分率算出基礎表の中の、資料ナンバー、4ページですね、4ページのこの医療プラス支援分を見ますと、単純で、私も、計算どうのこうのというのが、私、詳しくはわかりませんが、この単純で見ますと、7割軽減世帯の方、7割軽減というのは一番低所得者の方がそういう軽減措置を受けられていると思うんですけども、そこが1,100円値上がりになっていると。全体で5,000円とちょっと、値上がるということを言われておりましたけれども、積立基金、基金が、20年度に言われた時には、もう積立金がなくなるんだと、マイナスになるんだという話がありましたが、まだ今あるわけで、積立基金がない市町村もちゃんとやっているわけですよ。ですので、そういう低所得者のところに負担がかかるようなことは絶対改めてほしいと思えます。

先ほどあの、広域のことが話されておりましたけれども、広域化の問題なんですけれど、

これは政府が推し進めようとしているものですが、この広域化は住民の声が十分届きにくくなる。で、財政の強化やサービス向上には繋がらない。これは、こういう声は、そういう広域化をやっている市町村の声が含まれておりますけれども、そういう問題があるということです。ですので、私もこの前の議会だけに、値上げをしないような計算表を作ってほしい、これは、今出されているのは本当に値上げをしなきゃいけないんだ、値上げをせざるを得ないというようなところだけしか見てないような気がしますので、一応言っておきます。

それで、高額医療費が増えているということですが、これは、この高額医療費が増えたということの原因をちゃんと明確に出されたのか。そして、その対策はどうしているのかということが大事だと思いますので、その点をお聞かせ下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 前段の収納率の向上ということについてお話をさせていただきます。概算値であります、平成24年度収納率、現年分につきましては98.09パーセントということで、前年対比若干の増ということになりました。これにつきましては、11番議員おっしゃられるとおり、やはりあの、大変な税額でありますので、切り詰めていただいて、町の国保財政の状況、そして医療費の件と勘案をいただいて納税をいただいた結果であるというふうに受け止めております。本当に納税者の方々には納付いただきありがたい、感謝を申し上げる次第であります。また、一部の滞納者につきましても、今後、納税相談等交えて、なんとか完納に向け努力はさせていただきたいというふうに思います。

あと7割軽減の世帯について、何故ということで、何故上がるんだと、ここの分だけ上がるんだということでのお話がございましたが、これあの、先ほどらい、保健福祉課長、説明を申し上げました。国保財政の現状、そして基金のあるべき姿等ご説明を申し上げましたが、基金のあるべき姿、今年度、やはりまだ標準的なモデルよりは若干、下回った額ということになってはございます。何らかの不測の事態に備えて、基金はできるだけあるべき姿に向けて確保する努力はしたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

税率の算定にあたりましては、医療給付費分と応能割と応益割、限りなく5割・5割に近づけなさいよという国の指導がございます。これによりまして応能割を5割に近づける、応益割を5割に近づけるという作業を行いますと、応能割、率は下げても額を確保することができます。併せて応益割でも額を確保させていただく必要があります。そうでないと5割・5割の均衡は保てません。そういったことですので、7割軽減の方、低所得の方であるのは間違いありません。大変な状況とは思いますが、1,100円の増額ということでご

理解をいただければと思います。まあ、試算例の1ですと、所得が同じ場合ですと、当然、率が下がっておりますから、そういったことからして年税額は下がります。まあ年金所得の世帯で年金だけでそんなに所得が変化がないんだという世帯については、おそらく減額になるかと思いますが。しかしながら、それ以外の所得のある方々は、それ以外の所得が増えております。それによります所得割の負担をお願いしたいということでもありますので、大方の世帯は所得が増えた分だけ率は下がったとしても若干の増額、5,000円程度、医療プラス支援金分で合わせて5,000円程度の増額をお願いをしている状況でありますので、7割軽減の世帯の方々につきましても、1,100円程度の増額ということで何卒ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） ただ今ご質問いただきました軽減世帯に対する基金の充当、低所得者に対する基金の充当ということでございますが、すがたの資料のほうのページ3ページをご覧ください。只見町の国保の軽減世帯の状況というものをここに記載しておりますが、全世帯822世帯ほどございますが、そのうち307世帯が7割軽減というふうな状況でございます。本当に、大変大きい、37パーセントの方が軽減世帯ということでございます。7割軽減、それから5割、2割を含めると全体の79パーセントが軽減世帯というふうな状況になってます。これについては、何故軽減世帯が多いかといいますと、国保の状況、被保険者の状況を見ますと、いわゆる退職されたり、あとは自営業の方、高齢の方、いわゆる年金世帯の方が大変多く占めているということでございます。そういう状況の中でこういう軽減世帯が多いという状況でございます。基金の充当につきましては、先ほど町民生活課長のほうからも話してございますが、急激に医療費が伸びたときに、やはり保険税で即対応できなかったり、あとは保険税を急激に上げるのは大変な負担を強いることとなりますので、そういう場合に基金を充当していいよというような一つの指導方針でございます。あと一つ見ていただきたいのは、ページ18ページに国保財政の現状というふうな国保財政を組み立てている財源の構成を図にしてございますが、本来は、この表の三つに区分になっておりますが、下のほうに50パーセント・50パーセントというふうな数値が入っているかと思いますが、本来は保険料的なもので、黄色の部分ですが、50パーセント。あと残りの50パーセントは国・県の調整交付金や負担金で賄いますよというのが本来の原則の考えでございました。ところが、構造的ないろんな、高齢世帯が多かったり、低所得者が多かったり、

そういう状況を踏まえまして、いろんな財政措置がされてきております。この中で一番注目していただきたいのは、左の下のほうに保険料軽減制度というのがございます。これにつきましては、先ほど話をしました7割・5割・2割軽減、いわゆる軽減世帯が多い状況によって、ここに都道府県が4分の3、それから町村のほうから4分の1、一般会計の繰出しという形で入っておりますが、保険料軽減制度の分の、いわゆる、これを公費で賄っているということがございます。低所得者については、いわゆる軽減分は普通課税世帯に対しては、普通課税世帯100パーセントとしますと7割軽減の方は7割分はそのほかの軽減制度、そういうものに公費を充当しながら保険財政を運営しているということで、こちらのほうで公費を充当しているということをご理解をいただきたいと思っております。

それからあの、広域化の問題、当初、2・3年前は、もう25年度からこういった、されるだろうというような状況でしたが、政権の交代等いろいろございまして、現在、社会保障の国民会議等でも議論になっておりますのは、いわゆる広域化というような方針は、その方針の状況で進むようでございます。ただ、いろんな課題がございます。先ほど質問にもございましたが、税の賦課方式が3方式だとか4方式でございます。そういう部分の状況が一つになっていないこと。それから、もう一つは、先ほど言われました住民の声というんですか、各町村で保険事業とかやっていますが、そういう部分が、なかなか広域化になると反映しにくい、そういう部分が言われております。まあそういう、いろんな財政的なもの、それから事業を運営していく中での町村とのこの収納率の関係が落ちてくるだろうというふうな予想もされております。いろんな問題がございまして、即、広域化というふうな状況にはならないというのが今の現状でございます。ただ、先ほども説明しましたが、保険財政共同安定化事業、そちらのほうでもう、一円からの医療費で、外枠での医療費がプールになったというような制度がもう発足してしまいます。そういう状況でありますので、ある程度の、一定程度の収支均衡を図るための税も設定をしていく必要があるということで、前段申し上げたとおりでございます。

あと高額医療費の原因はあきらかにされているのかというような話でございしますが、疾病統計等も私どもで中身見ております。ちなみに24年度の中で200万円以上かかっている高額医療費、ひと月で何件くらいあるだろう、年間の中で。200万円以上のものを抽出して見たら、全部で10件ほどございました。ひと月で200万以上、多いのは300万・400万円というような医療費がかかっている月の方でございます。それら10件ほど総体の、全部合計しますと約2,600万円の医療費が10件でかかっております。その中の内訳と

しまして一番多いのは、やはり疾病統計でも出ておりますが、循環器系、いわゆる血圧、心臓から含めまして血圧がやっぱり一番根本の課題になるかと思いますが、循環器系が一番多いということでございます。それから、どうしても高齢になりますと、いわゆる膝の具合が悪かったりとか、筋骨格系の病気、病気というんですか、療養で、やはり200万円以上かかっているのが10件の中で4件というような、やはり多い数字でございます。それから、この時見た分では少なかったんですが、ガンもやはり大きな医療費でございます。特に只見町の死因の要因として一番多いのがガンでございます。次に脳血管疾患、それから心臓の疾患ということで、そういう順位を占めております。やはり一番根本になるのは、特定健診でやりますが、いわゆる生活習慣病、血圧等を注意していただきながら、町のほうでも保健事業、それから特定検診終わりました、その後の健康指導、要指導まで、現在、説明会というんですか、個人個人への健診の内容を含めながら指導を行っておりますが、やはりそういう部分での研修をまず受けていただく、そういうことでの対応が必要になるかなということでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、石橋明日香君。

○9番（石橋明日香君） すみません、横から失礼します。ちょっと確認なんですけど、先ほどの3方式あるというお話だったんですけども、私の記憶では厚労省、25年度から旧ただし書き方式に一本化すると、に統一するということがあったかなと思うので、それが正しければ、それは議論の余地がないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。ちょっと、記憶が正しかったかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢沢明伸君） 厚労省のほうで、広域化の関係との関連かと思えます。それで、広域化する前段としましては、各県単位で広域化の支援方針というものを策定をしなければなりません。その中で、先ほどから話しに出ております収納率の向上、それからあとは税の課税方式、現在、只見町は資産割課税、21年だったでしょうか、現在使っておりませんが、県内で資産割課税をやってないところは福島市、只見町、全部で4市町村だけです。あと残りの約50何町村ですか、は4方式の、いわゆる資産、平等割、所得割、均等割、資産割というか、この四つで課税をしているところがほとんどでございます。それをまず一つのベースにしていかないと広域化はできないというような状況で、厚労省のほうも広域化と

しては、そういう部分をひとつ、一本化していかないとできないという状況での話かと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） これが、税が保険料だべな、料として徴収になる、結局、納税組合の皆さん方が骨折って集めてくるということで、まあ、立替したりなんかして、随分工面をしてまあ、税徴収に納税組合としての働きをしているわけですが、今、組織率が低下する、それから組織の中の人々が低下する、結局、事務が機能しないという局面になっているわけです。まあ、我がほう、俺は下福井ですが、下福井でももう、納税組合に入っている人は半分を切ってしまうって、持ち金も分けろというようなことで何回も分けたような経過がある。最終的に消滅してしまうような気がします、これあの、納税組合をこれから町としてどうしていくか。これは保険料の徴収にも関係ありますので、これちょっと聞きたいなと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 納組につきましては、1 番議員おっしゃるとおり、年々減ってきております。平成25年度も1 組合減りまして、すみません、ちょっと記憶なんです、残念ながら37 組合ということになっております。要因にはいろいろあると思えます。口座振替が増えてきたといったようなこと。あるいは組合内での活動が大変ということで、まわってくる前にお辞めになるといったようなことで組合が解散ということもあるというふうに伺ってはおります。しかしながら、やはり納税組合、税の収納率の向上、そして税意識の高揚のためには非常に有意義な、団体で有意義な活動をしていただいているというふうに認識はしております。以前、決算委員会でしたか、でもご質問いただいたことがありました。大きい額ではないというふうに納税組合のほうでは思われるかもしれませんが、奨励金もお出しをして、そして、また、できる限り納税組合の負担も減らすようにということで、名簿等、可能な範囲でのお手伝いをさせていただいているところであります。口座振替の推進ということも非常に重要なんでありますが、実態としては口座振替をしていただいても残高不足ということもあったりして、なかなか納まらないということもあります。そして、納税組合100 パーセントということで対応いただいておりますので、非常にありがたいと思っておりますので、可能な範囲での支援は行わせていただいて、今後も存続していただけたらなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 実態を今、正直、聞かなくてもわかっておりますが、やっておりますので。それでその、納税組合、なければならぬ理由があるんですわ。なくなると、即、滞納者になってしまうという方がいて、納税組合があるおかげで立て替えてもらって、そしてこう、なんとか繰り合わせて払っていくということがあって、できればやめてしまっ、特別徴収にしたいわけですが、やめると困る人がある。即、滞納者になるという事情を抱えていて、特に役場職員なんかは、その辺は、わあ、職員上がりですから、なんとか一人になっても頑張りにえというふうに言うわけですが、これ、なかなか、納税組合だけでできませんので、その組合に対する補助金カットなんかも、わあ、在職当時はやりましたので、そのお金の問題もあるでしょうが、町としてその組合を強くその、それがねえと、この町が困るんだというような訴えかけはしてんのかな。なくなったら本当に困る人がいますので。ちょっとお伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃるように、そういった納税組合の重要性、必要性につきましても、毎年1回ではありますが、春の納税貯蓄組合連合会総会の折にも御礼を申し上げ、そして、町長からも御礼を申し上げ、そして税務署長、県税部長もおいでをいただいて御礼を申し上げまして、そして、今後の推進、そして活躍についてお願いをしているところであります。併せましてあの、若干ではありますが、納税組合長の皆様方に研修の機会をもつていただいて、さらなる納税意識の高揚ということで、鋭意努力はさせていただいている状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 担当課長の説明わかりますが、この従来どおりのことをやっておられるわけで、従来どおりのことをやってきていて、今、消滅状態になるわけですから、抜本的な、これ、何か対策がないと、納税組合がなくなって、俺、実は金ねえから一時立替してくれやと、そして、納税組合なくなったときに、銭、ただ分けてしまうだけでは、本来の納税奨励金の趣旨がこれ違いますから、なんとかこう残していくための抜本的な対策をこう、アイデアとして考えていただきたい。私、決算のときにお伺いしますけれども、それからもう一つは、今、特別徴収者の割合は全体で何パーセントぐらいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 納税組合につきましても、役員会の機会、そして総会の機会等に、どういった支援が必要なのか。どういった支援を求められているのか。そういったニ

ーズの確認等させていただきまして、そういった内容から、即、対応できるもの、なかなか難しいもの、そういったものを整理しながら、可能な部分から支援をさせていただくという検討をさせていただくしかないのかなというふうに思っております。

もう1点の特別徴収の率というのは、すみません、住民税でしょうか。

〔「いやいや、できれば、税全般の、国保税だけでもいいよ」と呼ぶ者あり〕

○町民生活課長（新國元久君） 国保税につきましては、特別徴収の方は年金から一部いただいておりますので、率としてはそんなに高い率ではないというふうには認識をしておりましたが。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸フミ子…

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸フミ子君。

○11番（山岸フミ子君） この交付税条例に反対の立場で討論いたします。

国保の運営主体である市町村が、国の政策を丸呑みにするのか。住民の立場で国保料を算定して、自治体の役割である公的医療保障、住民福祉を守り、役割を果たすことを要求いたします。

以上です。

この条例に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

討論なし。

これで討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第54号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第54号 工事請負契約の変更についてです。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。1、契約の目的、橋梁災害復旧工事（檜戸橋）。2、契約の相手方、只見町大字檜戸字二本柳1437-1、大正工業株式会社、代表取締役、三瓶吉夫でございます。変更内容でございますが、請負金額の変更でございます。変更前9,870万円、変更後1億3,967万2,050円でございます。この工事につきましては、新潟・福島豪雨によりまして2基の橋脚が傾斜をしまして、不安定な状態となりました。これを、2基の橋脚を構築するために、まず上部工が健全でありましたので、上部工を支えるために仮ベントを設けました。そして、そのために仮栈橋を設けたものでございます。変更内容といたしましては、仮栈橋、仮ベントが橋脚の工期まで持ち越すと、持ち越さなければ工事ができないということございましたので、これの損料の変更、また出水期においてベントに流木等が衝突しますと上部工が不安定になりますので、その防止対策のためにベントの全面に防止工を打ち込んだということ。それと、あと出水期の断面阻害にしております仮栈橋の上部工の一時撤去を余儀なくされたというものでございます。4,0

97万2,050円の増でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第54号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第55号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第55号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。1、契約の目的、橋梁災害復旧工事（檜戸橋）第2期施工。2、契約の相手方、只見町大字檜戸字二本柳1437-1、大正工業株式会社代表取締役、三瓶吉夫でございます。変更内容、請負金額の変更でございます。変更前2億8,980万円、変更後2億4,379万8,450円でございます。これは先ほどの54号で仮棧橋を使いまして、橋脚2基を再構築し、上部工を元に戻すというもので

ございます。変更内容につきましては、橋脚を構築するために仮締切、鋼矢板を使いまして中をドライにした状態で掘削、また生コン打設ということをしなければならないがために、鋼矢板の打ち込み機械の変更をしました。名称はダンザホールハンマーというものから、ダンザホールハンマープラスウォータージェットということで、玉石が多く存在するために工法の変更を余儀なくされたというものでございます。そのために矢板の打ち込みも若干、軽減されたものというふうになっております。また、桁のスライドの変更等もございまして、4,600万ほど減額ということになっております。1期・2期で600万ほどの減額となりまして精算というふうにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第55号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後４時１７分）

